

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 平成26年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成26年度教育行政執行方針
- 日程第 4 議案第 1号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 3号 遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4号 遠軽町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5号 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6号 遠軽町社会教育委員条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 7号 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 8号 遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 9号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第13 議案第10号 平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第14 議案第11号 平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第12号 平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第13号 平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号 平成25年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第15号 平成26年度遠軽町一般会計予算
- 日程第19 議案第16号 平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第17号 平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第18号 平成26年度遠軽町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 平成26年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 平成26年度遠軽町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第22号 平成26年度遠軽町下水道事業会計予算
- 日程第26 一般質問
- 日程第27 議案第23号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第 3号 遠軽町子ども・子育て会議条例の制定について

(付託案件)

- 日程第 29 議案第 15 号 平成 26 年度遠軽町一般会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 30 議案第 16 号 平成 26 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 31 議案第 17 号 平成 26 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 32 議案第 18 号 平成 26 年度遠軽町介護保険特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 33 議案第 19 号 平成 26 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 34 議案第 20 号 平成 26 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 35 議案第 21 号 平成 26 年度遠軽町水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 36 議案第 22 号 平成 26 年度遠軽町下水道事業会計予算
(付託案件) (予算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 37 意見案第 1 号 T P P 交渉等国際貿易交渉に関する意見書
- 日程第 38 議員派遣について
-

平成26年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成26年3月11（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 平成26年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成26年度教育行政執行方針 |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 遠軽町税条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 遠軽町社会教育委員条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 8号 | 遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 9号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第9号） |
| 日程第14 | 議案第11号 | 平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第12号 | 平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第13号 | 平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第14号 | 平成25年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第15号 | 平成26年度遠軽町一般会計予算 |
| 日程第19 | 議案第16号 | 平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第17号 | 平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第18号 | 平成26年度遠軽町介護保険特別会計予算 |

《平成26年3月11日》

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度遠軽町水道事業会計予算
 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度遠軽町下水道事業会計予算

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

◎欠席議員（1名）

6番 山田和夫君

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	大河原忠宏君
経済部技監	松井雅弘君	総務部参与	岡村宏君
総務課長	寒河江陽一君	情報管財課長	岩山靖彦君
企画課長	加藤俊之君	財政課長	鈴木光男君
保健福祉課長	松橋行雄君	住民生活課長	渡辺喜代則君
税務課長	会津靖朗君	農政林務課長	安藤清貴君
商工観光課長	伊藤雅彦君	ジオパーク推進課長	鴻上栄治君
建設課長	中川原英明君	建設課参事	山本善宏君
水道課参事	久保英之君	会計管理者	小野寺健君
保育課長	菊地隆君	丸瀬布総合支所長	小谷英充君
白滝総合支所長	荒井正教君	生田原総合支所産業課長	大辻祐一君

《平成 2 6 年 3 月 1 1 日》

教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	橋 本 健 一 君
社 会 教 育 課 長	中 村 哲 男 君	函 書 館 長	佐 川 哲 史 君
総 務 課 参 事	藤 本 陽 一 君	社 会 教 育 課 参 事	大 貫 雅 英 君
監 査 委 員 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君		

◎議事事務局職員出席者

事 務 局 長	太 田 守 君	事 務 局 主 幹	河 本 伸 二 君
庶 務 ・ 議 事 担 当 係 長	小 玉 美 紀 子 君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成26年第2回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（太田 守君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

なお、山田議員より、欠席の届け出があります。また、黒坂議員より、遅れる旨の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成25年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第26までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げます。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、奥田議員、秋元議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成26年第2回遠軽町議会定例会の会期につきましては、3月6日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から3月18日までの8日間と決定いたしました。

なお、3月14日から17日までの4日間は、予算審査及び休日のため休会といたします。

追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、3月14日午後5時までに事務局へ提出されますようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月18日までの8日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの8日間と決定いたしました。

◎日程第3 平成26年度施政執行方針と提出案件要旨説明 及び平成26年度教育行政執行方針

○議長（前田篤秀君） 日程第3 平成26年度施政執行方針と提出案件要旨説明及び平成26年度教育行政執行方針を行います。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成26年第2回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成26年第1回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告をいたします。

2月23日に、湧別町と連携して実施しております第29回湧別原野オホーツク100キロクロスカントリースキー大会が、好天のもと開催されたところです。

本大会は、白滝天狗平をスタートし、湧別町TOMをゴールとする国内最長の大会として行われており、大会当日は最長の85キロコースに480人がエントリーされ、また5人でリレーする100キロ駅伝コースは17チームがエントリーし、白銀の湧別原野を元気に疾走されたところです。85キロコースは、前年より82名の参加者減となりましたが、地域コースである遠軽コースと5キロコースが増となり、全体では1,258人のエントリーとなったところです。

大会運営のため、早朝から御支援いただきました関係者や町民ボランティアの皆様を初め、御協力いただきました各地域の地権者の皆様にご心からお礼を申し上げます。

《平成26年3月11日》

次に、児童死亡に係る損害賠償請求事件の控訴審についてであります。2月27日、札幌高等裁判所において、訴えを棄却する判決が言い渡されました。今後においては、原告の動向等も踏まえ対応してまいります。

次に、平成26年度予算を初め、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方並びに施策の主なものについて申し上げます。

私は、昨年、町民の皆様の温かい御支援をいただき、2期目の町政を担わせていただくこととなりました。この4年間の貴重な経験を生かし、私の公約であります「元気で愛情あふれるまちづくり」の実現に向けて取り組んでまいりますので、町民並びに町議会の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年度は、まちづくりの基本となる第2次遠軽町総合計画の策定の年です。

財政状況は、合併による効果や国の経済対策等により好転してきていますが、今後、遠軽地区広域組合が進めています、ごみ焼却施設の建設や福祉センターの建て替えなど、大型の事業も予定しており、将来を見据えた持続可能な財政基盤を確立していかなければなりません。このため、住民の皆様に参加していただき、情報を共有しながら実効性のある第2次遠軽町総合計画を策定し、住民との協働によるまちづくりを進めてまいります。

国は、「三本の矢」による一体的な取り組みの政策効果から、景気回復の動きが広がってきているとし、平成26年度は消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動減に留意が必要であり、堅調な内需に支えられ、景気は回復していくと見通しております。

しかし、地方においてはその実感はなく、本町においても人口の減少と少子高齢化が進む中、雇用や消費の低迷、一部業種においては改善の兆しは見られますが、依然として厳しい状況が続いており、今後の国の動向を注視していかなければなりません。

このため平成26年度予算は、平成25年度補正予算と一体的に編成し、公共事業の早期発注等による地域経済の活性化を図るとともに、各地域の振興を推進し、一体感の醸成を図り、未来を担う子供たちの教育と高齢者に対する福祉政策、まちづくりの基本となる産業基盤の充実を柱に、2期目のまちづくりに向けて予算編成を行ったところです。

次に、平成26年度に実施しております主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つ目は、「豊かな自然環境と共生するまちづくり」です。

遠軽町は、豊かな自然に恵まれ秩序ある土地利用のもと、まちづくりが進められています。遠軽地域の都市計画区域においては、都市の健全・適正な土地利用を誘導していくため、用途地域を指定しており、今後のまちづくりを見据えた用途地域の全体見直しを行い、計画的な都市形成を図ってまいります。

河川については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える親水空間として有効活用されています。河川の氾濫を防止し、災害に対する安全性を向上するため、トーウンナイ川河川維持工事、清川普通河川護岸改修工事を実施してまいります。

道河川の整備については、生田原川の河川改修工事で、生田原水穂にある足立橋の上流

から下流にかけて約1キロの整備が予定され、サナブチ川では、社名渕西8線道路地先から上流約500メートルの整備と、阿部橋のかけかえ工事が予定されています。

地球環境に対して負荷の少ない再生可能エネルギーの推進については、地域の特性を生かした太陽光、木質バイオマスを重点的に導入するため、住宅用太陽光発電システム、ペレットストーブの設置助成を継続し、環境に配慮した新エネルギーの普及促進と地域経済の活性化を図ってまいります。

道路については、日常生活や社会経済を支える最も基礎的な社会資本であり、その機能は交通機能から都市形成、防災機能等多岐にわたっており、より質の高いサービスが求められることから、適正な維持管理を行うとともに、道路整備の推進に努めてまいります。

道央・道北圏域とオホーツク圏域の交流促進、物流の効率化、観光の活性化に資する旭川紋別自動車道については、丸瀬布瀬戸瀬間の平成28年度供用開始に向けて整備が進められており、瀬戸瀬から豊里間の早期供用開始に向けた整備促進と遠軽北見道路の整備についても、引き続き関係機関に要請をしております。

道道の整備については、遠軽安国線において、町道市街地40号から豊里41号道路までの一部区間、約200メートルの歩道及び防雪柵の整備が予定されています。

町道は、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、3・6・9岩見通、向遠軽開拓道路、西町通学道路等の改良、舗装工事を実施してまいります。

また、町道の維持管理の充実に努めるとともに、冬期間の適正な管理を行うため、老朽化が進む除雪車両の計画的な更新が必要であり、大型ロータリー除雪車を購入し、除排雪の充実に取り組んでまいります。

公共交通については、高齢者などの交通弱者にとって不可欠な移動手段であり、利用者のニーズに配慮した町営バスの運行に努めるとともに、民間バス事業者に対する運行補助を引き続き行い、持続可能な公共交通の確保に努めてまいります。

二つ目は、「安全・安心で住みごこちの良いまちづくり」です。

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、やまなみ団地及びふくろ団地の建設を進めるとともに、既存の公営住宅の適正な管理を行ってまいります。

上水道については、生田原浄水場の建設に着手するとともに、配水管の整備を行い、安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。

下水道については、遠軽下水処理センターの監視制御盤更新工事、未整備地区の解消、市街地の浸水対策を図るため、管渠工事を進めてまいります。

防災については、昨年、2回目の総合防災訓練を実施し、町民の防災意識の高揚と防災・災害体制の連携を図ったところです。

これまで自然災害と言えば、地震、風水害対策を想定したものでしたが、昨年起きた暴風雪災害は、冬期間における自然災害の恐ろしさと、災害対策の見直しの必要性を改めて認識したところです。このため、暴風雪災害の被害防止のため、関係機関と連携を強化

し、対策を進めてまいります。

また、これらの災害に備えた非常用食料、資機材等の備蓄を計画的に進めるとともに、災害情報の周知と防災・災害体制の整備を図り、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

ごみ処理の充実については、遠軽地区広域組合によるごみ焼却施設の更新に着手し、ごみ処理の安定化とごみの資源化、減量化による循環型社会の構築に取り組んでまいります。

三つ目は、「元気な産業と活力あるまちづくり」です。

本町の基幹産業である農業の振興については、土づくり、人づくり、郷づくりを基本に取り組んでまいります。

これまでも後継者の確保、新たな担い手の育成、高収益作物の奨励に取り組んでまいりましたが、農業後継者が取り組む地域連携、技術向上の活動に対し、新たな助成を行うとともに、道内外の先進地での活性化事例を学び、地域の活性化に取り組む女性農業者団体の活動を引き続き支援し、元気と活力ある新たな農業の可能性を追求してまいります。

また、枝豆、アスパラガスの栽培を行う農業者団体に対し、引き続き助成を行ってまいります。

有害鳥獣駆除については、年々増え続ける農林産物の被害を防止するため、猟友会の協力をいただきながら、エゾシカ、ヒグマ、キツネの駆除・捕獲を実施してまいります。

畜産については、家畜伝染病の予防として、衛生資材購入に要する経費の助成を行い、徹底した未然防止対策を実施し、生産性の向上と経営の安定化を図ってまいります。

林業については、森林経営計画に基づき、未来につなぐ森づくりの推進事業、森林整備地域活動支援対策事業に対し、引き続き助成するとともに、森林の持つ多面的な機能が発揮されるよう、町有林の適正な管理と整備を行ってまいります。

商工業の振興については、厳しい経済状況が続く中、遠軽商工会議所及びえんがる商工会等の関係団体と情報交換、連携を図りながら、必要な支援を行ってまいります。

また、地元経済や雇用を支える重要な役割を担う中小企業を支援するため、小売業、飲食業の店舗近代化、工場等の設備投資に対する助成期間をそれぞれ4年間延長するとともに、中小企業への融資限度額を500万円増額し、町内の事業者の方がより利用しやすい制度に改正を行ったところです。

観光については、国内経済が停滞する中であって、成長分野としての期待が高まっており、本町の恵まれた自然環境や豊かな地域資源を生かし、文化・スポーツ分野とも連携を図り、地域の活性化に取り組んでまいります。

近年は、旅行形態が団体旅行から個人旅行へと大きくシフトしてきている中で、観光情報の発信と受け入れ体制の整備が求められており、観光協会等の関係機関との連携により、観光客の集客を図るとともに、地域で開催されている各種観光イベント等に引き続き支援を行ってまいります。

《平成26年3月11日》

施設整備として、生田原コミュニティセンター「ノースキング」のボイラー及び屋上改修工事、森林公園いこいの森キャンプ場のバンガロー設置工事、太陽の丘えんがる公園虹のひろば園路階段改修工事を実施してまいります。

四つ目は、「健康で生きがいを大切に、互いにささえあうまちづくり」です。

保健予防については、各種健診事業の受診率向上を図り、疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、食生活を初めとする生活習慣の改善のため、健康相談、保健指導による健康づくりとともに、疾病予防を推進してまいります。

医療体制の整備については、住民が安心して暮らせるよう地域医療の充実が求められており、関係市町村と連携を図り、医師の確保に向け、引き続き要請を行ってまいります。

また、地域医療に欠かすことのできない丸瀬布厚生病院に、引き続き支援を行ってまいります。

子育て支援については、安心して子供を産み育て、健やかに成長できる地域づくりを目指すため、子ども・子育て支援計画を策定し、次世代育成への取り組みを計画的に推進してまいります。

さらに、子育ての軽減を図るため、中学生までの医療費の助成を継続するとともに、乳幼児検診や、きめ細かな相談体制による子育て支援の充実を図ってまいります。

また、遠軽中央幼稚園が認定こども園を開園するため、新たに支援をしてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が生きがいを持って安心して生活できるよう、関係機関・団体と連携を図り、必要なサービスの提供に努めてまいります。

五つ目は、「いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくり」です。

学校教育については、「生きる力」の育成を理念に、学校・家庭・地域社会の三者が、それぞれに役割を果たし、児童・生徒に調和のとれた「知育・徳育・体育」を推進することが求められています。このため、児童・生徒が健康で心豊かに学ぶための教育環境の整備が必要であり、学校存立の基盤である教職員の資質の向上に努めるとともに、保護者や地域住民の意見等が反映できる「風通しのよい学校づくり」を進めてまいります。

また、遠軽中学校の大規模改修工事に着手するとともに、小中学校の改修工事、教職員住宅の建設工事を実施してまいります。

学校給食については、安全・安心な給食を提供するため、食中毒防止策を強化し、適正な管理運営に努めてまいります。

また、老朽化した丸瀬布学校給食センターの建設に向け、工事設計業務委託を実施してまいります。

社会教育については、町民一人一人が自由に学習機会を選択して学び、社会の中で自己実現が図られるよう、さまざまな事業展開を初め、公民館や図書館、博物館等の活動を含めた社会教育全体での取り組みにより、生涯学習の振興を図ってまいります。

また、丸瀬布中央公民館屋上防水改修工事、丸瀬布昆虫生態館ポーチ腰壁改修工事等の施設整備を行うとともに、図書館（室）については、蔵書の充実と読書の普及促進に努め

てまいります。

社会体育については、スポーツを通して地域の連帯感や一体感を醸成し、地域社会の活性化や町民の健康づくりに寄与するため、スポーツ機会の確保のための環境整備を図るとともに、地域スポーツ活動に自主的・主体的に取り組めるよう支援してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口を拡大するため、関係団体と連携・協力のもと、各種大会・合宿の誘致に積極的に取り組んでまいります。

遠軽地域の社会体育施設については、指定管理者制度を導入し、遠軽町体育協会による町民ニーズに応えた各種事業など、利用者本位の管理運営が進められており、今後も連携を図りながら、町民サービスの向上に努めてまいります。

施設整備については、えんがるソフトボール球場ダックアウト等塗装改修工事、遠軽町武道館照明設備等改修工事、遠軽コミュニティセンター暖房設備改修工事等を実施してまいります。

文化財については、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、白滝ジオパーク等とも連携した各種事業の実施など、保存と普及に努めてまいります。

また、平成22年9月に日本ジオパークに認定された「白滝ジオパーク」は、認定後4年目を迎え、再認定審査の年であり、受け入れ環境・体制の充実を図るとともに、関係機関等とも連携し、ジオパーク活動を推進してまいります。

六つ目は、「みんなで進める協働のまちづくり」です。

まちづくりを進めるには、住民と行政が情報を共有し、協働でまちづくりを進めることが重要です。ホームページや広報などによる情報発信の充実を図るとともに、総合計画策定等のまちづくりに住民の皆様に参加していただき、町政に反映させていきたいと考えております。

また、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動に支援をしてまいります。

行財政改革の推進については、合併による効果もあり、財政状況は好転していますが、国の方向性が見えない中で、収入の多くを地方交付税に依存している本町においては、普通交付税額の算定の特例適用期間が終了することを視野に入れながら、将来の財政運営をしていかなければなりません。

このため、私が会長を務めております、北海道合併市町連携会議において、市町村合併に伴う課題等の解決に向けた必要な経費について、地方交付税の一本算定後においても措置されるよう要請活動を行った結果、さまざまな財政需要が認識され、措置が講じられることになりました。引き続き、最大の行政改革をなし遂げた市町村の政策遂行のため、行政運営の実態に即した地方交付税制度の見直しなど、財源の確保について関係機関等と連携し、取り組んでまいります。

また、第2次行政改革推進計画を推進するとともに、補助金、使用料等の見直し等を進めながら、健全な財政基盤を確立してまいります。

《平成26年3月11日》

自衛隊関係については、昨年、新たな防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画が策定されました。

新たな防衛計画の大綱では、安全保障環境の変化を踏まえ、統合機動防衛力を構築するとされ、陸上自衛隊については、大規模災害等にも十分な規模の部隊で対応できるよう、編成定数約15万9,000人が維持されることになりました。

また、本州の部隊から戦車が撤廃され、北海道及び九州に集約されることとあわせ、師団・旅団の約半数が高い機動力や、警戒監視能力を備える即応機動連隊等からなる機動師団・機動旅団に改編されることになりました。

中期防衛力整備計画では、周辺海空域における安全確保への態勢強化、大規模災害等による長期間にわたる対処態勢の整備等が示されるとともに、基地等の地元中小企業の受注機会の確保により、地元経済に寄与するという地域コミュニティとの連携が、新たに明記されました。

このことは、防衛力の強化のために、地域との連携が重要であると位置付けられたものであり、まちづくりにおける自衛隊の役割を重視する各種要望活動が結実したものです。しかし、道内の陸上自衛隊の定員は維持されたものの、道内の駐屯地の体制が決定したわけではありませんので、今後、道内自治体において存置活動が活発化されることが予想されます。

このため、自衛隊の体制維持、強化に向けた遠軽町としての要望活動等に対する取り組みが大変重要となってきますので、隊区内市町村、協力諸団体等とさらに連携を強化し、まちづくりに欠かせない陸上自衛隊遠軽駐屯地の存置に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上、平成26年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、平成26年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、人件費、公債費等の減により、対前年比2.3%の減、投資的経費は、特別養護老人ホーム花の苑建設事業補助金等の減により、対前年比16.4%の減となりますが、その他の経費が消費税税率引き上げ等による影響等で、物件費が対前年比11.7%の増により、総額で対前年比0.8%減の134億1,200万円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計25億6,417万3,000円、後期高齢者医療特別会計3億2,567万3,000円、介護保険特別会計15億5,146万3,000円、個別排水処理事業特別会計719万9,000円、公共用地先行取得事業特別会計830万8,000円の5会計で44億5,681万6,000円、企業会計については、水道事業会計7億7,953万3,000円、下水道事業会計15億9,944万5,000円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた平成26年度予算は、対前年比0.9%減の202億4,779万4,000円としたところです。

《平成26年3月11日》

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、平成26年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ、収入見込み額を計上したところです。

町税については、法人町民税は、国の金融・財政政策により経済状況は上向いている一方、いまだ地域経済に対しての効果を見込める状況ではありませんが、対前年比6.8%増を見込み、個人町民税につきましても、所得割の平成25年度決算が増額となる見込みから、対前年比2.4%増を見込むとともに、固定資産税も家屋の新築等により対前年比1.0%増を見込み、総額で対前年比1.7%増の20億2,616万6,000円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画により、見込み計上したところです。

国庫支出金、道支出金は、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、本年度計画しております投資的事業等の財源として、また、交付税の財源不足分に対処する臨時財政対策債を見込み計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、白滝・丸瀬布・遠軽地域の旧職員住宅・旧教職員住宅解体工事、第2次総合計画策定に要する経費、移住・定住促進事業に要する経費、ロックバレースキー場圧雪車購入費、天狗平展望広場整備工事等に要する経費等を計上したところです。

交通対策では、交通安全推進事業、遠軽地域生活安全灯（LED灯）改修工事、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バスの運行に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、交通安全・防犯・青少年の健全育成を柱とした安全安心まちづくり事業、自治会活動の支援に要する経費、かぜる西屋上防水改修工事、白滝ふれあいセンター暖房設備改修工事に要する経費等を計上したところです。

民生費については、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等福祉施設の運営を初め、社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障がい者、児童、乳幼児等への福祉施策、児童自立支援施設整備に対する補助、児童手当支給事業に要する経費、遠軽町子ども・子育て支援法事業計画策定に要する経費、遠軽中央幼稚園認定こども園運営費負担金に要する経費等を計上したところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊婦健診事業、子育て支援事業、予防接種事業、地域医療対策として丸瀬布厚生病院に対する損失負担金及び電子カルテシステム更新支援、生田原診療所運営費、遠軽町廃棄物最終処分場水処理施設改修工事、広域組合が実施する遠軽町清掃センターの施設更新に向けた工事及び給水管布設工事に要する負担金等に係る経費を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農業担い手対策に要する経費、枝豆栽培等を行う農業者

《平成26年3月11日》

団体に補助する農作物栽培奨励事業、土づくり事業、女性農業者団体活動推進事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、農業・畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業等に要する経費等を計上したところです。

また、小規模土地改良事業で実施する若松地区及び安国地区の農地保全対策工事に要する経費等を計上したところです。

林業振興では、有害鳥獣駆除に要する経費、町有林整備事業、民有林振興対策事業、森林整備地域活動支援対策事業、平和山公園小規模治山事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工会議所及び商工会の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業及び企業振興促進助成事業、地域資源を活用した地場産業振興等に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者協会の運営を支援する経費等を計上したところです。

観光振興では、観光協会等が主催する各種イベントの推進及び地域イベントに対する補助経費、えんがる町観光協会事務局体制強化に対する補助経費等を計上したところです。

観光施設整備では、生田原コミュニティセンター改修工事、太陽の丘えんがる公園虹のひろば園路階段改修工事、いこいの森バンガロー設置工事等に要する経費を計上したところです。

土木費の道路関係では、向遠軽開拓道路道路改良工事、東2線道路防雪工事（防雪柵）、市街地40号道路改良舗装工事、西町通学通道路改良舗装工事、西町2丁目9号通道路改良舗装工事、西町3丁目9号通道路改良舗装工事、社名湊原野道路阿部橋かけかえ工事負担金、信盛橋長寿命化工事、除雪対策としてロータリー除雪車購入に要する経費等を計上したところです。

都市計画関係では、3・6・9岩見通道路改良舗装工事、地籍整備事業、都市計画用途地域等指定見直しに要する経費等を計上したところです。

公営住宅関係では、やまなみ団公営住宅建設工事、ふくろ団地公営住宅建設工事に要する経費等を計上したところです。

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動に要する経費、消防車両整備事業に要する経費等を計上したところです。

防災対策では、発電機格納庫建設工事、災害備蓄品の購入に要する経費等を計上したところです。

教育費については、学校環境の整備、学校教育における諸活動、学校教育のための教材教具の充実及び学校行事負担金、遠軽高等学校教育振興補助金等に要する経費等を計上したところです。

学校施設整備では、白滝小学校放送設備等更新工事に要する経費を計上したところです。

学校給食関係では、丸瀬布学校給食センターの新築に向けた設計委託料、生田原給食セ

ンター食器・食缶洗浄機購入に要する経費等を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、遠軽町埋蔵文化財センター運営に要する経費等を計上したところです。

図書館関係では、生田原及び丸瀬布図書館（室）防犯機器設置工事、図書資料等の充実、読書の普及等図書館事業に要する経費等を計上したところです。

社会体育関係では、指定管理業務委託料、健康増進や体力づくりに要する経費、スポーツ団体等の支援に要する経費、スポーツ合宿誘致活動補助金、えんがるソフトボール球場ダッグアウト等塗装改修工事、遠軽コミュニティセンター暖房設備改修工事に要する経費等を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に進めるとともに、医療費の適正化を図り、健全な運営に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、国・道負担金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者3,844人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、歳入では保険料収入について、1号被保険者を7,467人と見込み、また、国・道負担金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費、地域支援事業費等を計上したところです。

個別排水処理事業特別会計については、丸瀬布及び白滝地域の公共下水道処理区域外の個別排水処理施設の整備を推進しており、歳入については、使用料及び手数料等を計上し、歳出については、浄化槽設置工事費及び維持管理費に要する経費等を計上したところです。

公共用地先行取得事業特別会計については、起債の償還費でありまして、一般会計からの繰入金を充当するものです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、給水戸数を9,499戸と予定し、収益的収入では水道料金等5億6,764万8,000円、収益的支出では施設の維持管理費、一般事務等の経費として5億698万6,000円を予定したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等1億1,559万2,000円、資本的支

出では生田原浄水場建設工事、清川浄水場機械設備等更新工事、水道管布設替え工事、水道メーター検満取替経費及び企業債償還金等2億7,254万7,000円を計上したところでは、

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

本年度の業務量は、排水戸数6,536戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等12億392万3,000円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として9億3,230万円を予定したところでは、

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等2億5,731万3,000円、資本的支出では、下水処理センター監視制御設備更新工事委託、管渠工事及び企業債償還金等6億6,714万5,000円を計上したところでは、

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正については、新たに売店使用料を追加するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町税条例の一部改正については、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正等に伴い、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町社会教育委員条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公営企業法の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正については、地域社会の変化に合わせた見直しのため、本条例を定めるものです。

議案第9号工事請負契約の変更契約の締結については、平成25年度向遠軽開拓道路道路改良工事（国債）について、議会の議決を求めるものです。

議案第10号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

歳出については、国の補正予算に伴う追加工事等として、用排水路整備事業、路面性状

調査業務委託、栄行団地公営住宅建設工事、学校通団地公営住宅大規模改修工事、遠軽中学校大規模改修工事等に要する経費等を計上するとともに、事務事業の執行精査、商工業振興補助金の追加、道路除排雪業務委託料の追加、Jアラート自動起動装置設置工事、全道リコーダーコンテスト及び全国中学校スキー大会等出場に伴う学校行事負担金等に係る経費を計上するものです。

歳入については、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金及び地方債などについて、事務事業の確定により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして、それぞれ目的の基金に積み立てするものです。

議案第11号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、退職被保険者等療養給付費等を精査し、補正するものです。

議案第12号平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護サービス等給付費、高額介護サービス等費等を精査し、補正するものです。

議案第13号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については、事務事業の執行精査により補正するものです。

議案第14号平成25年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）については、国庫補助金、委託料及び工事費等を精査し、補正するものです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。平成26年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。

○議長（前田篤秀君） 新山教育委員長。

○教育委員長（新山史賢君） ー登壇ー

平成26年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

「生きる力」の育成を理念とした新学習指導要領が全面実施されてから、小学校は4年目、中学校は3年目を迎えます。

そこでは、学校・家庭・地域社会の三者がそれぞれに役割を果たし、児童・生徒に調和のとれた「知育・徳育・体育」を推進することが求められております。そのような中、昨年度からは、望の岡分校を除く全ての小中学校で2学期制が実施され、長期にわたって児童・生徒の成長を見取るよう、教育環境が整備されてきたところです。

まず「知育」であります。が、「確かな学力」伸長の第一として、児童・生徒の発達段階や特性、全国学力・学習状況調査などを踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、「基礎的・基本的な知識や技能の習得」を確かなものにするよう努めてまいります。

第2には、習得した基礎的・基本的な学習内容を活用して、生き方の基盤となる言語能

《平成26年3月11日》

力を育てながら、「思考力・判断力・表現力等の育成」を図ってまいります。

第3には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が、広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、地域の産業や自然遺産を教育活動に生かすなど、「学びの質」を高めてまいります。

次に、「徳育」であります。児童・生徒の「豊かな心」を育てるためには、基盤となる道徳教育を充実し、生命の尊重、善悪の判断、他者を思いやる心情や自然と共生する心などを培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、さらには地域社会と連携を図りながら、一人一人の「豊かな育ち」の涵養に努めてまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健康な身体」を育てるために、全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果を踏まえるとともに、社会教育などとも連携しながら健康への関心を高め、運動の日常化を図るよう努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

1点目に、「学校安全」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、「安全教育」「安全管理」について組織的に取り組んでまいります。あわせて、いじめや不登校の解決、インターネットや携帯電話におけるモラルの確立、薬物の有害性などについても生徒指導を充実し、家庭・地域・関係機関との連携を図り、社会全体で子供たちを見守る体制づくりを推進してまいります。

2点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、児童・生徒一人一人の個性に応じたより適切な指導・支援に努めてまいります。

3点目に、「食育」につきましては、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるとともに、「地産地消」にも努めてまいります。

最後に、「信頼される学校」について申し上げます。

学校存立の基盤は、「一人一人の教師の信頼」にかかっております。そのため、校内研修を充実させるとともに、各種研修事業への参加奨励やモラルの向上を図るなど、専門職としての自覚と資質を高めてまいります。

あわせて、学校評議員制度を活用するなどして、保護者や地域住民の意見や願いが反映できる「風通しのよい学校づくり」を進め、町民の負託に応えるよう努めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、私立幼稚園における就園奨励事業について、国の要綱に沿って支給額の引き上げを行い、幼児教育の振興と保護者の負担軽減を図ってまいります。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、必要に応じて複数配置が

できるよう予算措置し、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便性を図るため、スクールバスの運行を行うとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、スキー授業に係るリフト代の町負担を3分の2に引き上げ、保護者の負担を軽減してまいります。

各中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き英語指導助手3名を招致し、積極的な活用を図ってまいります。

信頼される学校づくりを目指し、教職員の資質向上を図るとともに、学校や教員に対する信頼を確立するため、教職員の各種研修活動への積極的な参加を促してまいります。

丸瀬布小学校が、遠軽尋常高等小学校附属丸瀬布特別教授所として、大正3年に開校してから100周年を迎えることから、記念事業実行委員会に対し支援を行ってまいります。

また、遠軽高校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内の子供たちの遠軽高校への進学を促してまいります。

小・中学校の大規模改修につきましては、年次計画により遠軽中学校について、平成26年度から3か年の計画で実施してまいります。あわせて、耐震改修工事を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

そのほかの施設整備につきましては、生田原小学校及び丸瀬布小学校トイレ改修工事、安国小学校屋体玄関改修工事、白滝小学校放送設備更新工事、遠軽小学校給食棟外構整備工事、南中学校給食室給水管改修工事、小学校遊具設置工事などを行うとともに、各小中学校の児童・生徒用及び事務用パソコンを更新し、学習環境の整備に努めてまいります。

また、教職員の住環境整備のため、教職員（南中学校校長・教頭）住宅新築工事を実施してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や衛生管理の徹底など、食中毒防止策を強化するとともに、老朽化した備品の更新など適正な備品管理を行い、学校給食のスムーズな運営に努めてまいります。

また、老朽化した丸瀬布学校給食センターについては、平成27年度建設に向けて、工事設計業務委託を実施してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

今、社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るための適切な学習機会の提供や、家庭教育に関する総合的な支援体制の確立並びに児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実が求められております。

これらの期待に応えるためには、町民一人一人が、生涯にわたって「いつでも、どこで

も、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、かつ、成果を生かしつつ社会の中で自己実現が図られるよう、社会教育のさまざまな事業展開を初め、公民館、図書館、博物館等の活動を含めた、社会教育全体で取り組む必要があります。

そのために、生涯各期の学習機会の充実を図るとともに、学習情報提供の充実、学習相談体制の充実等を図り、町民一人一人が個性や地域特性を生かしながら、自主的・主体的に取り組めるよう積極的に支援してまいります。

また、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する総合的な支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域との連携・協力を強化し、各種事業の実施に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法では、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められているところです。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められてきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらには、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや技能に合ったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要であります。そのために、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民の「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進に当たっては、第2次社会教育中期計画に基づき、多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯の各期に応じ、適宜・適切な事業や学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子供たちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を活かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場の確保に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や啓発資料の配付など、家庭教育の総合的な支援を行ってまいります。

《平成26年3月11日》

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会の提供や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、社会教育関係団体の活動に対し支援を行ってまいります。

文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、白滝ジオパーク等とも連携した各種事業の実施など、保存と普及活用に努めてまいります。

施設整備につきましては、丸瀬布中央公民館屋上防水改修工事及び丸瀬布昆虫生態館ポーチ腰壁改修工事などを実施し、施設の整備充実に努めてまいります。

4 図書館（室）につきましては、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に生涯学習情報センターとしての機能向上に努め、町民に親しまれる図書館（室）として運営してまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携・協力のもと、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

平成24年度からは、遠軽地域の社会体育施設に指定管理者制度を導入し、遠軽町体育協会が管理運営を行っており、休館日、開館時間の見直しやトレーニングルームの開設など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努めてまいります。

また、冬期間の体育授業やスポーツの場として、多くの町民に利用されているロックバレースキー場の維持経費及びペアリフトの修繕やロッジ水源地ポンプ設備の更新などに係る経費について、支援を行ってまいります。

施設整備につきましては、えんがるソフトボール球場ダッグアウト等塗装改修工事、遠軽町武道館照明設備等改修工事、遠軽コミュニティセンター暖房設備改修工事のほか、丸瀬布水泳プール上屋テントの取りかえなどを実施し、施設の整備充実に努めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、平成26年度教育行政執行の方針といたします。

○議長（前田篤秀君） 11時15分まで、暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時16分 再開

《平成26年3月11日》

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、次のとおり表彰したく、議会の議決を求めるものであります。

遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、札幌市東区北15条東13丁目2番21号、藤井良一様から、まちづくり振興資金といたしまして50万円の御寄附をいただいたものであります。以上、1件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰したく、提案をするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について御説明いたします。

上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について協議したく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約。

《平成26年3月11日》

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、お開きをいただきたいと思います。

別表、区分、上川の項中、「上川中部消防組合」を削り、同表、胆振の項中、「伊達・壮瞥学校給食組合」を削るものであります。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 議案第3号遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 議案第3号遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正につきまして御説明いたします。

このたび改正につきましては、新たに売店使用料を追加するため、本条例を別紙のとおり定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部を改正する条例。

遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、参考資料の遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例新旧対照表により説明をいたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例、別紙に新たに売店使用料を追加し、表の文言などを整理し、別表を改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第4号遠軽町税条例の一部改正について、日程第8 議案第5号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 議案第4号遠軽町税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により御説明いたしますので、3ページの次にあります遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容は、個人町民税に係るものでありまして、公的年金からの特別徴収の見直し、金融所得課税の一体化等に見直しに伴う規定の整備等でございます。

公的年金等に係る所得に係る個人町民税の特別徴収第47条の2は、公的年金の特別徴収の対象となっている年金所得者が賦課期日以後町外に転出した場合、特別徴収から普通徴収に切り替えることとされていますが、平成28年10月1日からは提出後も特別徴収を継続するものでございます。

表中、右端の施行年月日欄に、それぞれ条項ごとの施行日を記載してありますので、御参照いただきます。

年金所得者に係る仮特別徴収税額等第47条の5は、公的年金の特別徴収の仮徴収税額について、年税額が前年から大きく変動した場合、仮徴収と本徴収の税額に差が生じ、そ

の乖離が続くという課題がありました。年間の特別徴収の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の2分の1に相当する額とするものでございます。

次に、附則の改正であります。アの附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例に、新設された附則第19条の2上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の引用条項を追加するものでございます。

イの附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得について、特定公社債等の利子が対象に追加されたことから、その課税方式を源泉分離課税から申告分離課税に変更されたことに伴う規定の整備でございます。

ウの附則第19条は、株式等に係る譲渡所得等について、「一般株式等」と「上場株式等」に課税の特例が区分され、一般株式等の対象とされた一般公社債等の譲渡所得等が申告分離課税に変更されたことに伴う規定の整備、損益通算等に伴う規定の整備でございます。

エの附則第19条の2の規定であります。単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、地方税法に規定されているため、条例に規定すべき性格でないものであることから、規定を削除するものでございます。

オは、削除した附則第19条の2の条に新たな規定を設けるものでありまして、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設され、特定公社債等の譲渡所得等の課税方式を非課税対象から申告分離課税に変更されたことに伴い、新たに規定するものでございます。

カの附則第19条の3は、条を削除するものでございます。

次のページをお願いします。

キの附則第19条の4からコの附則第20条までにつきましても、エと同様の理由で削除するものでございます。

サの附則第20条の2は、附則第20条に規定を繰り上げることに伴い、引用条項の条ずれの整備をするものでございます。

シの附則第20条の3につきましても、エと同様の理由で削除するものでございます。

スの附則第20条の4は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、規定を整備し、附則第20条の2に繰り上げるものでございます。

セの附則第20条の5につきましても、エと同様の理由で削除するものでございます。

ソは、第34条の7第1項第2号で規定する別表の改正でありまして、寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に、「特定非営利活動法人遠軽町手をつなぐ育成会かたつむりの会」を指定し、別表に加えるものでございます。

次に、別紙の3ページに戻りまして、附則について御説明いたします。

この条例は、第1条におきまして、平成28年1月1日施行と定めております。ただし、第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定、年金特別徴収に係る改正部分につきましては、平成28年10月1日施行でございます。

附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定、金融所得課税等に係る改正部分につきましては、平成29年1月1日施行、平成29年度以降の個人町民税から適用するものでございます。

別表の改正規定、寄附金税額控除の対象法人に係る改正部分につきましては、公布の日から施行し、平成27年度以降の個人町民税から適用するものでございます。

2条で、経過措置を定めております。

改正が施行されるまでの間に係る経過措置を規定してございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料に基づき説明いたしますので、次のページにあります遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

改正の内容は、町税条例と同様、金融所得課税の一体化等の見直しに伴う規定の整備でございます。

アの附則第10項は、上場株式等に係る配当所得について、特定公社債等の利子が対象に追加されたことから、その課税方式を源泉分離課税から申告分離課税に変更されたことに伴う規定の整備でございます。

イの附則第13項は、株式等に係る譲渡所得等について、「一般株式等」と「上場株式等」に課税の特例が区分され、一般株式等の対象とされた一般公社債等の譲渡所得等が申告分離課税に変更されたことに伴う規定の整備及び損益通算等に伴う規定の整備でございます。

ウの附則第14項、附則第15項の規定であります。単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、地方税法に規定されているため、条例に規定すべき性格でないものことから、規定を削除するものでございます。

エは、削除した附則第14項に新たな規定を設けるものでありまして、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設され、特定公社債等の譲渡所得等の課税方式を非課税対象から申告分離課税に変更されことに伴い、新たに規定するものでございます。

オの附則第16項につきましても、ウと同様の理由で削除するものでございます。

カの附則第17項は、項のずれにより附則第15項に規定を繰り上げるものでございます。

キの附則第18項につきましても、ウと同様の理由で削除するものでございます。

クの附則第19項は、項のずれにより附則第16項に規定を繰り上げるものでございま

す。

ケの附則第20項は、項のずれにより附則第17項に規定を繰り上げ、規定を整備するものでございます。

次のページをお願いします。

コの附則第21項は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、規定を整備し、附則第18項に規定を繰り上げるものでございます。

サの附則第22項につきましても、ウと同様の理由で削除するものでございます。

次に、前のページ、別紙2ページに戻りまして、附則について御説明いたします。

第1項で、この条例は、平成29年1月1日施行と定めております。

第2項で、改正後の規定は、平成29年度以後の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までについては、従前の例によると定めております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案2件の質疑を行います。質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

議案第4号遠軽町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成26年3月11日》

◎日程第 9 議案第 6 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 9 議案第 6 号遠軽町社会教育委員条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村社会教育課長。

○社会教育課長（中村哲男君） 議案第 6 号遠軽町社会教育委員条例の一部改正につきまして御説明をいたします。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による社会教育法の一部改正に伴いまして、別紙のとおり改正するものでございます。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町社会教育委員条例の一部を改正する条例。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明をいたします。

この条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、社会教育法第 15 条に規定をされていた委員の委嘱に当たっての基準が削除され、条例で定めるに当たっては、文部科学省令に定められている委嘱基準を参酌して定めなければならないとされたことから、省令の規定されている委嘱基準を参酌し、条例に新たな委嘱基準を明文化するため、現行条例第 3 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に新たな第 3 条、委嘱を加えるものであります。

以上で参考資料の説明終わります。別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 6 号遠軽町社会教育委員条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 7 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 10 議案第 7 号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等

に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

久保水道課参事。

○水道課参事（久保英之君） 議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公益企業法の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開きください。

別紙は、遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容は次のページ、参考資料で御説明いたします。

遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表により御説明いたします。

現行の条例第6条に規定する補助金等で取得した固定資産を償却する場合、当該補助金等の額を控除して償却する制度が、地方公益企業法の一部改正により廃止されたことに伴い、当該規定を削除するものです。

前のページ、別紙に戻りまして、附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第8号遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 議案第8号遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正につき

まして御説明を申し上げます。

地域社会の変化に合わせた見直しのため、本条例を定めるものでございます。

別紙をお開き願いたいと思います。

遠軽町まちづくり自治基本条例の一部を改正する条例。

遠軽町まちづくり自治基本条例（平成19年遠軽町条例第9号）の一部を次のように改正する。

2ページをおめくりいただきまして、参考資料、新旧対照表により御説明を申し上げますと思います。

まず目次中、「町民等の権利及び義務」を「町民等の権利及び責務」に、「議会の役割及び責務」を「議会等の役割及び責務」に、「第15条」を「第14条」に、「第16条から第18条」を「第15条から第17条」に、「第19条から第21条」を「第18条から第20条」に、「第22条から第25条」を「第21条から第24条」に、「第26条から第32条」を「第25条から第31条」に、「第33条から第39条」を「第32条から第38条」に、「第40条から第42条」を「第39条から第41条」に、「第43条から第45条」を「第42条・第43条」に改めるものでございます。

前文のうち第1項中、「地域のことは地域の責任のもとに決定する地方自治を実現し、個性豊かな地域社会を築いていくためには、わたくしたち町民と議会」を「地方分権の時代にあつて、地域のことは地域の責任のもとに決定し、個性豊かな地域社会を築いていくためには町民、議会」に、「深めながら新しい時代」を「深め、協働して、新しい時代の進路」に改め、第2項中「わたくしたちは、豊かな自然と自律互助の精神に培われた風土を守り、育み、「ふるさと遠軽」を誇りに思えるまちづくりをめざします。町外の人々との交流を深め、相互に連携を図りながら広域的なまちづくりに努めます」を「さらに町外の人々との交流を深め、相互に連携を図りながら広域的なまちづくりに努めます。こうした取り組みの中で、町民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、この町の将来に夢や希望を抱き、「ふるさと遠軽」を誇りに思う強い絆で結ばれたまちづくりをめざします」に改め、第3項中「町民を主権者とする地方自治を確立し」を「住民自治を実現し」に改め、第1項といたしまして次の1項を加えるものでございます。

わたくしたちは、北海道の屋根と呼ばれる大雪山系から広がる豊かな森林と、オホーツク海に注ぐ清流「湧別川、生田原川」の流れとともに歩む遠軽の町民です。

次ページをお開き願いたいと思います。

第1条中「自治の基本理念」を「まちづくりの基本理念」に、「町民の権利及び義務、議会の役割及び責務」を、「町民、議会及び町の役割と責務」に、「町民を主権者とする自治の確立」を「住民自治の実現」に改めるものでございます。

第2条第1項中「町内に働き」を、「町内で働き」に改め、同条第4号中「町民及び町」を、「町民、議会及び町」に、「責任と役割」を、「役割と責務」に改めるものでございます。

《平成26年3月11日》

第3条を次のように改めます。

(まちづくりの基本理念)

第3条、町民、議会及び町は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

第1号、人を大切にすることがまちづくりの基本であることを認識し、互いを思いやるこころ豊かな人を育むことにより、健康で活力に満ち、安心して暮らせるまちづくりを進める。

2号、豊かな自然環境を生かし、潤いのある快適な生活空間を形成することにより、人と自然が共生し環境に調和したまちづくりを進める。

3号、郷土の歴史や伝統文化の保護・継承を図りつつ、産業及び文化の活性化並びに町民の福祉の増進を図ることにより、個性豊かな活力あるまちづくりを進める。

2項といたしまして、町民、議会及び町は、前項各号を実現するため、互いの立場を尊重し、相互に補完しながら、協働としてまちづくりを推進する。

「第4章 町民等の権利及び義務」を、「第4章 町民等の権利及び責務」に改める。

第8条第2項中「第39条で」を「第38条に」に改める。

次ページ、お聞きをお願いしたいと思います。

第9条の見出し中「義務」を「責務」に改める。

「第5章 議会の役割及び責務」を「第5章 議会等の役割及び責務」に改める。

第12条第3項を、次のように改めるものとさせていただきます。

3項といたしまして、議会は、前2項に規定するもののほか、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項について、別に定めるものとする。

第12条第4項を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

第15条中「前3条」を「前2条」に改め、同条を第14条とし、第16条から18条までを1条ずつ繰り上げるものとさせていただきます。

次、4ページをお聞きをお願いしたいと思います。

第19条の見出しを「(執行機関の責務)」に改め、同条を第18条とし、第20条から第26条までを1条ずつ繰り上げるものとさせていただきます。

続きまして、5ページをお聞きをお願いしたいと思います。

第27条中「対応するために組織内部の」を「対応するため、組織内部の」に改め、同条を第26条とし、第28条を第27条とし、第29条を第28条とする。

第30条中「健全化の確保」を「健全化」に改め、同条を第29条とし、第31条を第30条とし、第32条を第31条とする。

第33条中「反映されるように、町民の」を「反映されるよう町民の」に改め、同条を第32条とし、第34条から第36条まで1条ずつ繰り上げるものとさせていただきます。

第37条中「まちづくり」を「協力してまちづくり」に改め、同条を第36条とし、第

38条から第42条まで1条ずつ繰り上げるものでございます。

第43条中「基本原則であり」を「基本を定める最高規範であって」に改め、同条を第42条といたしまして、同条の次に次の1条を加えるものでございます。

(条例の見直し等)

第43条、町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が社会経済情勢等の変化に対応し、所期の目的を達成しているかどうかを総合的に検討する機関として、町民を主体とした遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2項といたしまして、町は、前項に規定する検討の結果、この条例や関連する事項について見直しが必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じなければならない。

3項としまして、委員会に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第44条、第45条を削るでございます。

別紙、3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、施行期日、1項といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

なお、遠軽町まちづくり自治基本条例の改正に伴いまして、条例の条文の一部を引用している条例がございますので、あわせまして附則によりまして、条例の一部改正をするものでございます。

参考資料の7ページ、お聞き願いたいと思います。

附則第2項の関係部分でございまして、遠軽町町民投票条例の一部改正でございます。

遠軽町町民投票条例（平成19年遠軽町条例）第1条第1号の一部を次のように改正するということで、第1条中「第39条」を「第38条」に改めるものでございます。

続きまして、附則第3項の関係でございます。

遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例の一部改正でございます。

第1条中「地域社会の変化に合わせた条例の見直しを行うために必要な」を「条例が社会経済情勢等の変化に対応し、所期の目的を達しているかどうかを総合的に」に改めるものでございます。

第4条第3号及び第4号を削るものでございます。

続きまして、附則第4項の関係でございます。

遠軽町議会基本条例の一部改正でございます。

第11条第1項第1号中「第26条」を「第25条」に改めるものでございます。

以上で、議案第8号遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正につきまして説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 説明員の方の言葉と、ここに書かれている文字がちょっと違ったので、どっちが正しいのかなと、今、ちょっと迷っているのですが、第3条(1)人を大切にすることがまちづくりの基本であることを認識し、互いを思いやるころ豊かな、先ほど説明員の方は「こころ」ということを言ったのですが、ここには「人」と書いてあるのですが、どちらでしょうかということがまず1点。

あと2点ちょっと追加がありますので、第5章の議会等の役割及び責務についての条文の改正についてということで、質問を2点だけ行いたいと思います。

まず第1点ですが、今回のこの改正については、推進委員会で行った答申以外の条項について改正を行っておりますけれども、推進委員会を再開して再検討をすることをなぜしなかったのかということが第1点。

次に2点目、第13条、情報公開及び提供の削除についてですが、第14条、個人情報の保護は残しております。13条、14条は、密接な関係があると思いますので、14条だけ残した理由をお聞かせ願いたい。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） まず1点目の第3条の部分でございますけれども、私の読み間違いでございます。大変申しわけございません。1号をもう一度読み直いたしますと、「人を大切にすることがまちづくりの基本であることを認識し、互いを思いやるころ豊かな人を育むことにより、健康で活気に満ち、安心して暮らせるまちづくりを進める。」ということでございますので、僕の説明の間違いでございます。大変申しわけございません。訂正いたしたいと思います。

それで、2点目の第5章の関係でございますけれども、推進委員会の中で、昨年5月に具申をいただきました。その後、議会基本条例、6月の議会におきまして御決定をされております。推進委員会からの具申をいただき、町といたしましても、その内容をもとに検討させていただきました。その時点で、遠軽町議会基本条例ということが策定されましたので、議会基本条例を尊重いたしまして、そちらのほうの整合性も含めて、今回、改めてそこを改正いたしまして、今回、一部改正という形で提案させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、第5章の13条と14条、情報公開及び提供並びに個人情報の保護の関係でございますけれども、13条のほうにつきましては、議会基本条例の中で読み取ることができるといって理解してございます。個人情報の保護につきましては、議会基本条例の中で一部ちょっと読み取れない部分がありましたので、この部分については個人情報の保護という形で、そのまま条文として残させていただきましたので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 「こころ」と「人」の問題についてはわかりましたので、それで結構です。

私、言っているのは、見直し規定というのがこの中にありまして、見直すときには推進委員会開いてということで決まっておるということが、基本的に私は思っておりまして、それがなぜか推進委員会で答申しなかったものについても改正されているというその部分について、ちょっと一言相談があってもよかったのかなという、そういう部分の感覚を持っております。

今、第2点目についてのことについては、最初にまちづくり基本条例があって、その後で議会基本条例がつくられて、それに基づいて今回のまちづくり基本条例を改正したということで、整合性ということですので、それはそれでいいと思いますが、まちづくり基本条例というのは、遠軽町の全ての条例の上位にある最高規範ということで、皆さん御理解いただいていると思うのですが、議会基本条例はあくまでもまちづくり基本条例に基づいてつくられるという、そういう部分の感覚があります。そこら辺が、整合性ということなので、条例に対して、作り方について詳しくはありませんが、そこら辺はどういうふうに考えますか。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） まちづくり基本条例、議会基本条例もそうですけれども、現在、地方分権進む中で、住みよいまちづくりというか、住みよい地域社会をつくるのが最終目的というふうに理解してございます。

その中で、まちづくり自治基本条例とさらに議会基本条例が、今後、皆さんに浸透されまして、進むことによりましてよりよいまちづくりができるというふうに理解しておりますので、どちらがどうのこうのというわけではございませんけれども、一緒になって進んでいくのがベストの姿でないかというふうに私は理解してございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 今の課長の答弁というのは2点目の答弁であって、1点目の答弁というのはどういうふうな、相談しながらやったほうがいいのではないかという第1点目の話が、その答えがまだもらっていないような気がします。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） 大変失礼いたしました。

推進委員会がやっている期間におきまして、この議会の部分の話には議論になりました、そのときはまだ議会基本条例ができておりませんでした。でき上がってから、その後も改めてまた開いて、見直しの検討をしてよろしいのではないかというお話もありましたけれども、町といたしまして今回議会基本条例ができて、委員会の中ではその見直しまでは触れてはいなかったのですけれども、今回、改正することによりまして、決して変なふうにといたら言い方ちょっと悪いですが、一応ダブるような部分もござ

いますので、その辺の整合性を含めて、議会基本条例も尊重しながら、まちづくり基本条例も進めていきたいという形で、町のほうの考え方として改正を今回、提案させていただきましたので、御理解賜ればというふうに思っています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

9番岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 基本的に、この条例はまちづくり基本条例、このことに文言を整理するとか、言葉を変えるということについては賛成なのですが、第3条第1項にある、人を大切にすること、お互いを思いやるころ、豊かな人、こういう文言は文言としていいのですが、現実に嫌な思いをしている人がいるのです。仏作って魂入れずというのでは困るので、ぜひそのことをきちんとやってほしいと。

例を挙げますと、一つは、これはお年寄りのおばあちゃんなのですが、役場へ来ても皆さんパソコンを一生懸命にらんでいて、人が行ったのだけれども、声をかけてくれないと、何となく冷たい感じがするというような思いをしている人が、何人か話を伺ったことがあるのです。

それと、生活保護を受けている人なのですが、ある職員から、遠軽から出て行けと言われていたのです。ここにうたっている言葉が、役場の職員がまず真っ先にこのことを肝に銘じて、町民に対応することが必要なことではないかと思うのです。町長にお願いですが、そういう嫌な思いをすることがないように徹底していただきたいと、この基本条例の精神をぜひ徹底していただきたいという希望を申し上げたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） この条例の互いに思いやるころ豊かな人を育むということは、これは御異議がないということで、これはこの言葉、条例の文言によっていろいろな事象がございますけれども、それはまた、これはあくまでも精神的なものを述べているのでありまして、岩澤議員がおっしゃいました、今、個々の事例を2点ほど上がりましたけれども、これにつきましてはこういった条例とはまた別に、本当に私どもの職員がそういうことがあるのかどうか、これはしっかりと事実関係を議員のほうから伺いまして、調査をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成26年3月11日》

昼食のため、1時まで暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

黒坂議員が出席です。

◎日程第12 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第9号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第9号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

労務費の高騰による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成25年度向遠軽開拓道路道路改良工事（国債）であります。

契約金額は、変更前6,372万円、変更後6,403万3,200円であります。

契約の相手方は、紋別郡湧別町中湧別南町929番地の1、株式会社渡辺組、代表取締役渡辺博行であります。

この工事につきましては、平成25年12月10日に議決をいただき、同日、契約を締結し、12月12日から着工、平成26年10月31日の完成を予定しているところありますが、国から賃金等の高騰な変動に対する請負金額の変更の運用に関する通達がありましたので、新労務単価を適用し、設計変更を行ったことにより31万3,200円の増額となり、契約金額6,372万円を6,403万3,200円に変更するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成26年3月11日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号から日程第17 議案第14号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第10号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）、日程第14 議案第11号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第15 議案第12号平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第16 議案第13号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、日程第17 議案第14号平成25年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上議案5件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 議案第10号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,218万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億6,289万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」により御説明いたします。

債務負担行為の補正につきましては、「第3表 債務負担行為補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第4表 地方債補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料を275万9,000円減額し、総額を4億5,714万6,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に428万7,000円追加、2項国庫補助金に1億6,834万8,000円追加、3項委託金を81万4,000円減額し、総額を11億2,952万8,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金を947万8,000円減額、2項道補助金を3,237万4,000円減額、3項委託金を30万9,000円減額し、総額を5億7,468万8,000円とするものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入を27万9,000円減額し、総額を5,150万8,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に294万5,000円追加し、総額を3,902万円とするものです。

《平成26年3月11日》

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を1億4,797万8,000円減額し、総額を1,113万円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に10万円追加し、総額を2億1,470万3,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に2億8,050万円追加し、総額を18億1,120万円とするものです。

これによりまして、歳入合計139億71万円に2億6,218万9,000円追加し、総額を141億6,289万9,000円とするものです。

2ページをお開き願います。

次に、2、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に112万1,000円追加、2項徴税費に95万4,000円追加、4項選挙費を238万3,000円減額、5項統計調査費を24万2,000円減額し、総額を30億6,583万9,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に659万4,000円追加し、総額を26億5,805万6,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を624万8,000円減額、2項清掃費を2,057万2,000円減額し、総額を12億2,546万2,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に6,770万円追加、2項林業費を118万6,000円減額し、総額を4億1,090万3,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費を95万5,000円減額し、総額を3億7,999万4,000円とするものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費に2,205万8,000円追加、4項都市計画費を2,585万円減額、5項下水道費を528万1,000円減額、6項住宅費に1億94万4,000円追加し、総額を20億411万円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費を1,398万2,000円減額し、総額を7億1,340万2,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費を86万3,000円減額、2項小学校費を1,180万8,000円減額、3項中学校費に1億5,282万9,000円追加、7項保健体育費を64万1,000円減額し、総額を12億1,793万円とするものです。

これによりまして、歳出合計139億71万円に2億6,218万9,000円追加し、総額を歳入歳出同額の141億6,289万9,000円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費について御説明いたします。

2款総務費、天狗平展望広場整備事業は、国の平成25年度補正予算好循環実現のための経済対策に伴う追加事業として、平成26年度予算から前倒しして実施するものであります。

《平成26年3月11日》

3 款民生費、障害者福祉システム改修事業と次の 6 款農林水産業費、用排水路整備事業は、国の補正予算に伴う追加事業であります。

8 款土木費、路面性状調査事業から同じく 8 款土木費学校通団地公営住宅大規模改修事業までの 4 事業は、国の補正予算に伴う追加事業として、平成 26 年度予算から前倒しして実施するものであります。

9 款消防費、Jアラート自動起動装置設置事業は、国の補正予算に伴う追加事業であります。

10 款教育費、遠軽高等学校教育振興補助事業は、遠軽高等学校野球部の屋内練習場が年度内に着工できないため、繰り越しして実施するものであります。

同じく 10 款教育費、遠軽中学校大規模改修事業は、国の補正予算に伴う追加事業として、平成 26 年度予算から前倒しして実施するものであります。

以上の 10 事業につきましては、年度内の支出が見込めませんので、繰越明許費とするものであります。

事業の内容につきましては、遠軽高等学校教育振興補助事業を除き、歳出について御説明いたします。

なお、繰越明許費、繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、本年 5 月 31 日までに調製し、次の本会議において御報告いたします。

4 ページをお開き願います。

次に、第 3 表、債務負担行為補正について御説明いたします。

1、追加。

指定管理者制度による生田原コミュニティセンター管理費用（追加）は、電気料金の改定及び消費税率の引き上げに係る平成 26 年度と平成 27 年度の 2 か年分の費用を追加するもので、期間を平成 25 年度から平成 27 年度とし、限度額を 667 万 2,000 円とするものであります。

次に、指定管理者制度による社会体育施設管理費用（追加）は、消費税率の引き上げに係る平成 26 年度分の費用を追加するもので、期間を平成 25 年度から平成 26 年度とし、限度額を 376 万 5,000 円とするものであります。

2、変更。

高規格道路ロックバレースキー場周辺整備基本設計業務委託料は、金額の確定に伴い限度額を 561 万 6,000 円に変更するものであります。

なお、参照資料として、57 ページに債務負担行為に関する調書を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、第 4 表、地方債補正について御説明いたします。

1、追加。

天狗平展望広場整備事業、限度額 200 万円、最終処分場中間処理施設設置事業、限度額 9,450 万円、用排水路整備事業、限度額 2,920 万円、遠軽中学校大規模改修事

《平成 26 年 3 月 11 日》

業、限度額 1 億 3,350 万円、公共土木施設災害復旧事業、限度額 220 万円をそれぞれ設定し、追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

2、変更。

認定こども園整備事業から、一番下の南小学校大規模改修事業までの 11 事業については、事業の精査及び追加により限度額を変更するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様であります。

なお、参照資料として、58 ページに地方債に関する調書を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の 1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

13 ページをお開き願います。

3、歳出。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、職員人件費 3,231 万 1,000 円の減額につきましては、執行精査であり、4 行目の管理職手当の追加は、人事異動によるものであります。

2 目文書広報費、1、広報紙発行事業 143 万 8,000 円の減額につきましては、広報紙作成に係る印刷製本費の執行精査であります。2、町勢要覧発行事業 27 万 3,000 円の減額につきましては、印刷製本費の執行精査であります。

5 目財産管理費、財産管理一般経費 460 万 1,000 円の減額につきましては、業務委託料及び解体工事に係る執行精査であります。

6 目企画費、大会誘致事業 97 万 2,000 円の減額につきましては、各種大会等誘致推進員の未配置による報酬の皆減であります。

10 目自治振興費、1、生活安全灯維持事業 159 万円につきましては、電気料金の値上げによる追加であります。光熱水費 146 万 6,000 円は、生活安全灯に係る電気料、生活安全灯維持費負担金 12 万 4,000 円は、遠軽地域の各自治会が所有する生活安全灯の電気料であります。2、地域集会施設管理事業 15 万 8,000 円の減額につきましては、学田住民センター内部改修工事の執行精査であります。

12 目エネルギー対策費、1、白滝発電所管理事業 63 万 2,000 円の減額につきましては、河川法の施行についての改正により、市町村が行う発電事業に対し、流水占用料が原則免除になったことによるその他使用料の皆減であります。2、エネルギー対策事業 930 万円の減額につきましては、住宅用太陽光発電システムの設置件数の減少によるものであります。新築、既築、それぞれ 20 件の計画に対し、新築が 12 件、既築が 13 件の設置見込みとなっております。

13 目ジオパーク推進費、ジオパーク推進事業 162 万 5,000 円につきましては、天狗平展望広場測量設計業務委託料 337 万円は、国の平成 25 年度補正予算に伴う追加

事業として、平成26年度予算から前倒しして実施するものであり、全額を繰越明許とするものです。財源は、国庫支出金132万円であります。ジオパーク情報板等設置工事174万5,000円の減額は、執行精査であります。

15目基金運営費、基金運営事業4,759万1,000円につきましては、財政調整基金積立金に4,464万6,000円を追加、まちづくり振興基金積立金294万5,000円は、指定寄附金13件及びふるさと納税寄附金164件による積立金の追加であります。

16目地域経済活性化対策費は、財源の振替であります。

2項徴税费2目賦課徴収費、賦課徴収一般経費95万4,000円につきましては、法人町民税に係る平成24年度分、更正請求に伴う還付金の追加であります。

4項選挙費2目参議院議員選挙費、参議院議員選挙一般事務費81万4,000円の減額につきましては、事務費の執行精査であります。3目町長及び町議会議員選挙費、町長及び町議会議員選挙一般事務費156万9,000円の減額につきましては、事務費の執行精査であります。

5項統計調査費1目統計調査総務費、各種調査事業24万2,000円の減額につきましては、調査員報酬の執行精査であります。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者総合支援事業694万1,000円につきましては、障害者福祉システム改修業務委託料86万4,000円は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等に伴い、システムを改修するものであり、国の補正予算に伴う追加事業として実施するものであり、全額を繰越明許とするものです。財源は、国庫支出金43万2,000円であります。日常生活用具給付事業扶助費、身体障害者（児）補装具扶助費、障害者自立支援医療扶助費は、扶助費の執行精査による減額、介護給付費・訓練等給付費は、給付費の増による追加であります。

5目社会福祉施設費、デイサービスセンターひまわり管理事業34万7,000円の減額につきましては、配膳設備改修工事の執行精査であります。

2項児童福祉費5目保育所費は、財源の振替であります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業386万7,000円の減額につきましては、丸瀬布厚生病院損失負担金の確定によるものであります。

2目母子保健費及び3目予防費は、財源の振替であります。

4目環境衛生費、環境衛生一般経費238万1,000円の減額につきましては、PCB廃棄物処理に係る運搬費と業務委託料の執行精査であります。

2項清掃費1目清掃総務費、リサイクル推進事業166万6,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の精査によるものです。

2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業1,611万4,000円の減額につきましては、旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設増築工事の執行精査と、遠軽地区広域組合衛生負担金の精査によるものです。

《平成26年3月11日》

3目し尿処理費、し尿処理事業279万2,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の精査によるものです。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業振興一般経費70万円につきましては、離農者が新規に農地を貸し付けた際に交付される経営転換協力金で、人・農地問題解決推進事業補助金であります。対象者は、生田原地域1名で、財源は全額道支出金であります。

5目農地費、用排水路整備事業6,700万円につきましては、国の補正予算に伴う追加事業として実施するものであり、全額を繰越明許とするものです。中央幹線排水路転落防止施設調査設計業務委託料260万円、第一幹線附帯施設改修工事4,440万円、中央幹線排水路転落防止施設整備工事1,800万円、用排水路整備附帯工事200万円を新たに追加するもので、財源は国庫支出金3,575万円であります。

事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

2項林業費1目林業振興費、小規模治山事業118万6,000円の減額につきましては、丸瀬布平和山公園小規模治山工事の執行精査であります。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商店街助成事業49万4,000円につきましては、遠軽町商工業振興条例に基づく遠軽地域での店舗近代化事業、1件に対する助成金の追加であります。

5目観光施設費、森林公園いこいの森管理事業144万9,000円の減額につきましては、キャンプ場A棟トイレ浄化槽設置工事の執行精査であります。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費、道路橋りょう総務一般経費40万1,000円の減額につきましては、町道用地確定測量業務委託料の執行精査であります。

2目道路橋りょう維持費、1、道路橋りょう維持事業700万円につきましては、町道の幹線道路約70キロにおけるひび割れ、わだち掘れなどの舗装状態を確認する路面性状調査を行うものです。国の補正予算に伴う追加事業として、平成26年度予算から前倒しして実施するものであり、全額を繰越明許とするものです。財源は、国庫支出金420万円であります。

2、除雪対策事業4,403万6,000円につきましては、昨年11月から本年2月までの累積降雪量が、平年値を大幅に上回ったことにより除排雪経費に不足が見込まれますので、道路除排雪業務委託料に4,275万円、機械借上料に684万円を追加するものです。備品購入費555万4,000円の減額は、除雪専用トラック購入に係る執行精査であります。

3目道路橋りょう新設改良費、道路新設改良事業2,857万7,000円の減額につきましては、いずれも執行精査であります。

4項都市計画費1目都市計画総務費、地籍整備事業1,557万円の減額につきましては、地籍調査事業業務委託料及び地籍調査事業永久杭埋設業務委託料の執行精査でありま

す。

2目街路事業費、街路新設改良事業1,028万円の減額につきましては、岩見通設計業務委託料は執行精査、岩見通道路改良工事は、交付決定額の減額と執行精査であります。

5項下水道費1目公共下水道費、下水道事業の推進528万1,000円の減額につきましては、個別排水処理事業特別会計及び下水道事業会計の補正に伴うものであります。

6項住宅費1目住宅管理費は、財源の振替であります。

2目住宅建設費、町営住宅建設事業1億94万4,000円につきましては、執行精査による減額及び国の補正予算に伴う追加事業として実施するものであります。学田団地公営住宅解体工事から6行目若葉第2号団地公営住宅下水道接続工事までの5件は執行精査による減額、栄行団地公営住宅建設工事8,030万円、栄行団地公営住宅解体工事285万円、学校通団地公営住宅大規模改修工事3,433万1,000円は、平成26年度予算から前倒して実施するものであり、全額を繰越明許とするものです。財源は、国庫支出金5,015万6,000円であります。

事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

9款消防費1項消防費1目消防費、1、広域組合運営事業1,929万5,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合消防負担金の精査であります。2、防災対策事業531万3,000円につきましては、国の経済対策により実施するもので、衛星回線を使用する全国瞬時警報システムJアラートと連動し、大雨警報や気象情報を速やかに住民に伝達する自動起動装置を設置するものです。全額を繰越明許とし、財源は全額国庫支出金であります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費、教職員健康診断事業46万5,000円の減額につきましては、手数料の執行精査であります。

3目教育振興費、1、教育振興一般経費121万2,000円につきましては、学校行事負担金でありまして、全道リコーダーコンテストに安国中学校、丸瀬布中学校の生徒7名が出場、北海道中学校スキー大会に南中学校、丸瀬布中学校、白滝中学校の生徒4名が出場、北海道管楽器個人コンクール及び北海道アンサンブルコンクールに、南小学校、遠軽中学校、南中学校の生徒17名が出場、全国中学校スキー大会に南中学校の生徒1名が出場、これらに伴う追加であります。2、英語指導助手招致事業93万円の減額につきましては、生田原担当の英語指導助手が12月31日付で退職したことによる執行精査であります。3、教育相談・不登校対策事業68万円の減額につきましては、教育相談員の退職に伴う執行精査であります。

2項小学校費1目学校管理費、小学校管理一般経費68万2,000円につきましては、費用弁償38万7,000円の減額は、今年度採用した生田原小学校と白滝小学校の嘱託職員に通勤手当の支給が不要になったため、皆減するものです。燃料費106万9,000円は、町内8小学校の灯油・重油に不足が生じたため追加するものです。

《平成26年3月11日》

2目教育振興費、1、小学校特別支援教育支援員配置事業90万円の減額につきましては、臨時職員賃金及び費用弁償の執行精査であります。2、小学校遠距離通学助成事業82万3,000円の減額につきましては、下校時の利用回数減による自動車借上料の執行精査であります。

3目学校建設費、小学校建設事業1,076万7,000円の減額につきましては、生田原小学校ほか5校グラウンド整備工事及び南小学校大規模改修工事の執行精査であります。

3項中学校費1目学校管理費、中学校管理一般経費135万8,000円につきましては、町内6中学校の燃料費に不足が生じたため追加するものです。

2目教育振興費、1、中学校特別支援教育支援員配置事業20万円の減額につきましては、臨時職員賃金及び費用弁償の執行精査であります。2、中学校遠距離通学助成事業34万9,000円の減額につきましては、下校時の利用回数減による自動車借上料の執行精査であります。

3目学校建設費、中学校建設事業1億5,202万円につきましては、遠軽中学校改修工事調査設計業務委託料、生田原中学校ほか5校グラウンド整備工事、南中学校放送設備等更新工事までの3件は、執行精査による減額であります。遠軽中学校大規模改修工事1億5,325万2,000円は、平成26年度から3か年の計画で実施予定でありましたが、国の補正予算に伴う追加事業として平成26年度予算から前倒しして実施するものがあります。全額を繰越明許とし、財源は国庫支出金1,956万1,000円であります。

事業の概要につきましては、後ほど担当より御説明いたします。

7項保健体育費2目体育施設費、球技場管理運営事業64万1,000円の減額につきましては、えんがる球場に係る改修工事の執行精査であります。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費は、財源の振替であります。

次に、歳入について御説明いたします。

9ページをお開き願います。

2、歳入。

13款使用料及び手数料1項使用料5目商工使用料275万9,000円の減額につきましては、太陽の丘えんがる公園施設使用料の精査であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金414万4,000円につきましては、障害者介護給付費等負担金の追加及び障害者自立支援医療費負担金の減額であります。

2目衛生費国庫負担金14万3,000円につきましては、未熟児の入院に係る養育医療給付費負担金であります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2,020万8,000円につきましては、社会資本整備総合交付金は、ジオパーク推進事業に係る平成25年度実施しました事業の交付決定分及び国の補正予算に伴う交付金であります。地域の元気臨時交付金は、交付金の決定

《平成26年3月11日》

による追加であります。

2目民生費国庫補助金64万1,000円の減額につきましては、地域生活支援事業費等補助金の減額及び障害者自立支援給付費等システム事業補助金は、国の補正予算に伴う障害者福祉システム改修業務に係るものであります。

4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金77万円の減額につきましては、1、除雪機械購入費交付金から、3、道路改良事業補助金までは執行精査による減額。道路ストック総点検事業交付金は、国の補正予算に伴う路面性状調査業務に係るものであります。2節都市計画費補助金524万8,000円の減額につきましては、岩見通道路改良事業の交付決定額の減額と執行精査であります。3節住宅費補助金9,417万5,000円につきましては、地域住宅交付金の執行精査及び国の補正予算に伴う公営住宅建設工事に係る交付金の追加であります。

5目教育費国庫補助金1,956万1,000円につきましては、国の補正予算に伴う遠軽中学校大規模改修工事に係る学校施設環境改善交付金であります。

6目農林水産業費国庫補助金3,575万円につきましては、国の補正予算に伴う用排水路整備事業に係る管理省力化施設整備事業補助金であります。

7目消防費国庫補助金531万3,000円につきましては、国の補正予算に伴うJアラート自動起動装置設置工事に係る防災情報通信設備整備事業交付金であります。

3項委託金1目総務費委託金81万4,000円の減額につきましては、参議院議員選挙費委託金の執行精査であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金207万円につきましては、障害者介護給付費等負担金の追加及び障害者自立支援医療費負担金の減額であります。

2目土木費道負担金1,163万2,000円の減額につきましては、地籍調査事業費負担金の執行精査であります。

3目衛生費道負担金8万4,000円につきましては、未熟児の入院に係る養育医療給付費負担金であります。

2項道補助金1目総務費道補助金35万7,000円につきましては、電源立地地域対策交付金の確定による追加であります。

2目民生費道補助金53万7,000円の減額につきましては、地域生活支援事業費等補助金の執行精査であります。

3目衛生費道補助金1節保健衛生費補助金861万2,000円の減額につきましては、妊婦健康診査支援事業補助金及び子宮頸がんワクチン等接種助成事業補助金の両補助事業が終了し、交付税措置に変わったことによるものであります。2節清掃費道補助金4,720万円の減額につきましては、旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設増築工事に係る地域づくり総合交付金の確定によるものです。

5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金70万円につきましては、人・農地問題解決推進事業補助金であります。2節林業費補助金2,291万8,000円につきましては

は、小規模治山事業補助金は、丸瀬布平和山公園小規模治山工事の執行精査に伴う減額であります。森林整備加速化・林業再生事業交付金は、交流促進施設やまびこチップボイラー整備工事に係る交付金であります。

3項委託金1目総務費委託金30万9,000円の減額につきましては、各種統計調査委託金の確定に伴うものです。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入27万9,000円の減額につきましては、教職員住宅貸付料の精査であります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金117万円の追加につきましては、まちづくり振興資金として、札幌市、山田孝・山田紀子様から10万円、南町3丁目、毎田初江様から3万円、大通北6丁目、菅野喜美様から5万円、札幌市、藤井良一様から50万円、社会福祉振興資金として、大通北7丁目、秋葉弘様から10万円、大通北3丁目、佐藤チヨ様から3万円、生田原、高岡幸子様から5万円、東町5丁目、原口日出様から5万円、湯の里、菊地和子様から5万円、匿名希望者様から3万円、文化センター建設資金として南町1丁目、八巻さだ子様から5万円、匿名希望者様から10万円、スポーツ振興資金として、遠軽軟式野球連盟様から3万円。

3目ふるさと納税寄附金177万5,000円の追加につきましては、旭川市、伊勢利子様外163名の方からによるものであります。

以上、いただきました寄附金については、寄附者の御意志に沿いまして、予算措置をしたところです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億4,797万8,000円の減額につきましては、財政調整基金繰入金の皆減であります。

20款諸収入5項雑入6目雑入10万円につきましては、北海道町村会から助成される町イチ村イチ出展事業助成金であります。

21款町債1項町債1目民生債160万円の減額につきましては、認定こども園整備事業債の精査であります。

2目衛生債9,240万円につきましては、PCB廃棄物処理事業債の精査による減額、最終処分場中間処理施設設置事業債は、道支出金の減額に伴う借り入れであります。

3目農林水産業債1節林業債60万円の減額につきましては、平和山公園小規模治山事業債の精査であります。2節農業債2,920万円につきましては、国の補正予算に伴う用排水路整備事業債であります。

4目商工債150万円の減額につきましては、いこいの森整備事業債の精査であります。

5目土木債1節道路橋りょう債440万円の減額につきましては、3件の事業債の精査であります。2節都市計画債460万円の減額につきましては、岩見通道路改良事業債の精査であります。3節住宅債4,950万円につきましては、国の補正予算に伴う公営住宅建設事業債の追加であります。

《平成26年3月11日》

6目消防債770万円の減額につきましては、消防車両整備事業債の精査であります。

7目教育債1節小学校債790万円の減額につきましては、南小学校大規模改修事業債の精査であります。2節中学校債1億3,350万円につきましては、国の補正予算に伴う遠軽中学校大規模改修事業債であります。

9目総務債200万円につきましては、国の補正予算に伴う天狗平展望広場整備事業債であります。

10目災害復旧債220万円につきましては、昨年8月の豪雨により発生した災害に係る公共土木施設災害復旧事業債であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 加藤企画課長。

○企画課長（加藤俊之君） お手元に配付してございます赤番の4番、お開きを願いたいと思います。

平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）に係る資料ということで、それでは赤番4、平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）に関する資料、好循環実現のための経済対策に伴う追加公共事業につきまして御説明申し上げたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。

この追加公共事業につきましては、平成25年度、国の補正予算に伴う緊急経済対策事業でございまして、平成26年度以降に予定をしておりました事業につきまして、平成25年度において前倒しで実施するものでございます。

1ページですけれども、2款総務費、天狗平展望広場測量設計業務委託から次のページになりますけれども、10款教育費、遠軽中学校大規模改修工事まで、3億4,810万3,000円の計上でございます。それぞれの事業の内容につきましては、後ほど担当より御説明がございました。

なお、今回、この補正予算につきまして年度内に執行することは困難なため、全額繰越明許といたしまして、平成26年度に繰り越して執行することになります。

この経済対策に伴う追加公共事業の補助対象事業費から、国費分を除きました地方負担額の4割程度が、平成26年度、来年度になりますけれども、がんばる地域交付金として交付される見込みとなっております。このがんばる地域交付金につきましては、景気回復の効果を全国に波及させるため、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村であっても、地域活性化に取り組めるよう支援するものでございます。平成26年度予算におきまして、国庫補助金で頑張る地域交付金といたしまして、3,660万円の予算を計上してございます。

企画のほうから、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 農政林務課関係の工事概要について御説明申し上げます。

《平成26年3月11日》

3ページをお開き願います。遠軽地域の用排水路整備事業の位置図でございます。

図面1は、第1幹線附帯施設改修工事でありまして、豊里43号道路から市街地40号道路までの区間を平成25年度に1,500メートル調査し、同年度に本工事を実施したところですが、残りの区間1,200メートルのうち、排水路横断施設の改修を継続して行い、増水時の管理省力化を図るものです。

続きまして、図面2でございますが、図面の②は中央幹線排水路転落防止施設整備工事でありまして、昭和41年に国の直轄事業で整備された中央幹線排水路周辺で、特に宅地化が進んだ東町2丁目、3丁目の800メートルの区間について、転落防止柵を設置し、施設の侵入防止及び安全性を向上させるものです。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 続きまして、建設課関係の工事概要について御説明申し上げます。

4ページをご覧ください。生田原地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①、栄行団地公営住宅建設工事で、栄行団地は昭和47年から61年度まで建設された簡易耐火構造、9棟35戸の老朽化が著しいことから、平成24年、25年度の建設に引き続き実施するものでございます。事業内訳は右下凡例のとおり、3号棟、木造平家建て、1棟4戸、延べ床面積268平方メートルの建設と外構工事として、花壇及び周辺整備を実施するものでございます。5ページが配置図、6ページが平面図、7ページが立面図をそれぞれ添付しておりますので、お目通しお願い申し上げます。

4ページ、5ページの図面番号②は、老朽化が著しい建設場所の既設公営住宅簡易耐火構造平家建て、1棟4戸、164平方メートルの解体撤去を実施するものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。図面番号①は学校通団地公営住宅大規模改修工事で、屋根及び外壁の劣化が著しいことから年次計画で実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、耐火構造2階建て、1棟8戸、延べ床面積670平方メートルの屋根、外壁改修を実施するものでございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 橋本教育部長。

○教育部長（橋本健一君） 遠軽中学校の大規模改修工事につきまして御説明をさせていただきます。

この改修工事につきましては、平成26年度から3カ年の計画で実施予定でありましたが、国の平成25年度補正予算により、平成26年度分について前倒しで実施するものでございます。

資料の9ページをお開き願います。このページが位置図、次のページが平面図でございます。

10ページをお開き願います。1年目の工事は、図面左上に示してあります屋内体育館

棟の工事となります。工事の概要ですけれども、資料の下の欄に示してございますけれども、体育館の耐震補強工事のほか屋根等の改修を行うものでございます。耐震補強につきましては、屋根及び壁の筋かいの取り替え、または新設をするとともに、柱とはりの斜め材を取り替えるものであります。

耐震補強以外の主な工事ですが、屋根の改修、内外装の塗装、床ウレタン塗装を行うほか、トイレを和式から洋式に改修し、また照明器具を全面取り替えるとともに、暖房設備を高温風型に取り替えるものでございます。

以上が、遠軽中学校大規模改修工事の概要でございます。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第11号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ562万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億1,922万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明します。

4款療養給付費交付金につきましては、1項療養給付費交付金に462万3,000円追加し、総額を7,295万2,000円とするものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に99万8,000円追加し、総額を3,482万8,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計27億1,360万円に562万1,000円追加し、総額を27億1,922万1,000円とするものです。

次に、歳出について御説明します。

2 ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に99万8,000円追加し、総額を5,502万9,000円とするものです。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費に462万3,000円追加し、総額を18億6,586万1,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計27億1,360万円に562万1,000円追加し、総額を歳入歳出同額の27億1,922万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から御説明します。

8 ページをお開き願います。

3、歳出。

《平成26年3月11日》

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、委託料 9 9 万 8, 0 0 0 円につきましては、X P の終了に伴う国保事業報告システム更新業務委託料の追加です。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 2 目退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養給付費、4 5 1 万 7, 0 0 0 円につきましては、退職被保険者等療養給付費の増加による退職被保険者等療養給付費の保険者負担分の追加です。

同款同項 4 目退職被保険者等療養費、退職被保険者等療養費 1 0 万 6, 0 0 0 円につきましては、退職被保険者等療養費の補装具等給付の増加による退職被保険者等療養費の保険者負担分の追加です。

次に、歳入について御説明します。

6 ページをお開き願います。

2、歳入。

4 款療養給付費交付金 1 項療養給付費交付金 1 目療養給付費交付金 4 6 2 万 3, 0 0 0 円は、療養給付費交付金の追加であります。

1 0 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 9 9 万 8, 0 0 0 円は、前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 議案第 1 2 号平成 2 5 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

平成 2 5 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2, 5 0 1 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 5 億 3, 6 5 1 万 7, 0 0 0 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正の 1、歳入から御説明いたします。

6 款道支出金につきましては、1 項道負担金に 8 6 5 万 8, 0 0 0 円追加し、総額を 2 億 2, 2 4 2 万 6, 0 0 0 円とするものです。

9 款繰越金につきましては、1 項繰越金に 1, 6 3 6 万円追加し、総額を 2, 4 3 3 万 3, 0 0 0 円とするものです。

これによりまして、歳入合計 1 5 億 1, 1 4 9 万 9, 0 0 0 円に 2, 5 0 1 万 8, 0 0 0 円追加し、総額を 1 5 億 3, 6 5 1 万 7, 0 0 0 円とするものです。

2 ページをお開き願います。

次に、2、歳出について御説明いたします。

2 款保険給付費につきましては、1 項介護サービス等諸費に 1, 9 9 3 万 8, 0 0 0 円追加、2 項高額介護サービス等費に 1 0 0 万円追加、3 項高額医療合算介護サービス等費に

《平成 2 6 年 3 月 1 1 日》

400万円追加、5項その他諸費に8万円追加し、総額を14億4,103万8,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計15億1,149万9,000円に2,501万8,000円追加し、総額を歳入歳出同額の15億3,651万7,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等給付費、介護サービス等給付費1,993万8,000円につきましては、実績見込み精査に伴う追加でありまして、居宅介護サービス等給付費に1,500万円追加、特例居宅介護サービス等給付費を606万2,000円減額、施設介護サービス等給付費に1,100万円の追加であります。

2項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費、高額介護サービス等費100万円につきましては、実績見込み精査による追加であります。

3項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費400万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

5項その他諸費1目審査支払手数料、審査支払手数料8万円につきましては、実績見込み精査に伴う追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2、歳入。

6款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金865万8,000円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う介護給付費負担金の追加であり、過年度分に865万8,000円の追加であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金1,636万円につきましては、介護サービス等給付費の実績見込み精査に伴う前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第13号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を595万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」により御説明します。

《平成26年3月11日》

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明します。

3款繰入金につきましては、1項他会計繰入金70万6,000円を減額し、総額を281万6,000円とするものです。

4款繰越金につきましては、1項繰越金36万円追加し、総額を36万1,000円とするものです。

6款町債につきましては、1項町債20万円を減額し、総額を200万円とするものです。

これによりまして、歳入合計649万8,000円から54万6,000円を減額し、総額を595万2,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

1款個別排水処理費につきましては、1項個別排水処理費54万6,000円を減額し、総額を399万円とするものです。

これによりまして、歳出合計649万8,000円から54万6,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の595万2,000円とするものであります。

次に、第2表、地方債補正について御説明いたします。

3 ページをご覧ください。

個別排水処理施設整備事業につきましては、事業の執行精査により限度額を220万円から200万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書のうち総括を省略しまして、3、歳出から御説明いたします。

9 ページをお開き願います。

3、歳出。

1款個別排水処理費1項個別排水処理費1目一般管理費、一般管理事業35万6,000円の減額につきましては、一般管理事業の執行精査によるものです。

同款同項2目個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設整備事業19万円の減額につきましては、工事の執行精査によるものです。

次に、2、歳入について御説明いたします。

7 ページをお開き願います。

2、歳入。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、一般会計繰入金70万6,000円の減額につきましては、執行精査によるものです。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金36万円の追加につきましては、執行精査によるものです。

《平成26年3月11日》

6 款町債 1 項町債 1 目個別排水処理事業債、個別排水処理施設整備事業債 2 0 万円の減額につきましては、執行精査によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課参事。

○水道課参事（久保英之君） 議案第 1 4 号平成 2 5 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

平成 2 5 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、第 2 条で予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第 1 款下水道事業収益第 1 項営業収益は 4 5 7 万 5, 0 0 0 円減額し、第 2 項営業外収益は 6 4 5 万 7, 0 0 0 円追加し、総額を 8 億 3, 0 9 2 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

支出につきましては、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用は 1 5 3 万 5, 0 0 0 円減額し、総額を 8 億 1, 0 7 1 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

第 3 条は、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

予算第 4 条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に不足する額「4 億 7, 9 5 8 万 5, 0 0 0 円」を「4 億 7, 8 2 8 万 6, 0 0 0 円」に、繰越利益剰余金処分額「2, 8 8 8 万 7, 0 0 0 円」を「2, 7 6 4 万 6, 0 0 0 円」に、当年度分消費税及び地方消費税調製額「2 1 9 万 8, 0 0 0 円」を「2 1 4 万円」に改めるものであります。

収入につきましては、第 1 款資本的収入第 1 項企業債は 2, 6 0 0 万円減額し、第 2 項国庫補助金は 1, 2 2 4 万円減額し、総額を 3 億 5, 2 7 7 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

支出につきましては、第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費は 3, 9 5 3 万 9, 0 0 0 円を減額し、総額を 8 億 3, 1 0 6 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

第 4 条では、予算第 6 条に定めた企業債の限度額を変更するものであり、公共下水道事業の精査により「1 億 6, 3 8 0 万円」を「1 億 3, 7 8 0 万円」に改めるものであります。

なお、公共下水道事業の起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

また、8 ページに企業債明細書を記載しておりますので、御参照願います。

次のページをお開きください。

1 ページから 2 ページは実施計画、3 ページは資金計画、4 ページから 5 ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

6 ページをお開きください。

補正予算第 1 号、明細について説明します。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款下水道事業収益第 1 項営業収益第 2 目他会計負担金 4 5 7 万 5, 0 0 0 円減額は、一般会計繰入金の精査であります。

《平成 2 6 年 3 月 1 1 日》

第2項営業外収益第3目国庫補助金645万7,000円は、下水道事業交付金を計上するものであります。

支出につきまして、第1款下水道事業費用第1項営業費用第1目管渠費153万5,000円減額は、下水道全体計画策定業務委託料の執行精査であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入第1項企業債第1目企業債2,600万円減額は、公共下水道事業債の精査によるものであります。

第2項国庫補助金第1目国庫補助金1,224万円減額は、下水道事業交付金の精査によるものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目管渠整備費551万5,000円減額は、公共下水道管渠工事等に係る工事請負費の執行精査により303万円減額、下水道工事JR負担金の執行精査により248万5,000円減額するものであります。

第2目処理場整備費3,353万4,000円減額は、遠軽下水処理センター実施設計業務委託の執行精査により331万3,000円減額、遠軽下水処理センター建設工事（電気）に係る工事請負費の執行精査により3,022万1,000円減額するものであります。

第3目固定資産取得費49万円の減額は、下水道用地購入費用の執行精査によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

済みません。訂正いたします。

議案第14号の第3条予算第4条本文括弧書き中の2行目の「2,888万7,000円」を「2,764万6,000円」に変更させていただきます。千円が抜けていたということで、加えていただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 午後2時20分まで、暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程いたしました議案5件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第10号平成25年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、13ページから22ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3 款民生費、23 ページから26 ページまで。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4 款衛生費、27 ページから30 ページまで。
稲場議員。

○4 番（稲場仁子君） 予防費についてお聞きいたします。

歳入のほうにも出ているのですけれども、これ財源の振替ということでしたけれども、今年度、子宮頸がんのワクチンというのは副作用等々あって、いろいろ問題があったので、今回、ことし予防接種を希望された方はいらっしゃらなかったのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） ただいまの御質問でございますが、今回の補正につきましては、財源の振替ということで、歳出についての増減はないという形でございます。

あと、子宮頸がんワクチンの関係でございますが、実績の資料につきましては、ただいまちょっと持ち合わせておりませんが、子宮頸がんにつきましては注射のときの後遺症みたいな形で、今、積極的な接種というのは国のほうから求められておりませんが、全て行っていないということではなくて、希望者につきましては接種は行っております。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4 番（稲場仁子君） 済みません。歳入のところでお尋ねしたほうがわかりやすかったかなと思うのですけれども、結局、道の補助金が670万円減額になって、一般財源に670万円振替ということで、子宮頸がんワクチン補助金ということだったので、今年度なかったのかなということでお尋ねしたのですけれども、今後、同じように子宮頸がんのワクチンについては、希望者があった場合は、町として助成するという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 説明のほうで、歳入のほうにもちょっと入ってしまうのですが、実は子宮頸がんワクチンにつきましては、25年度から定期接種ということで、国のほうの責任でもって行うというような形になりまして、これが交付税措置になりましたので、町のほうの持ち出しがなくなったという形で、組み替えというような形になります。

接種につきましては、今、ちょっと問題にはなっておりますが、希望者につきましては接種は行うという形になります。

○議長（前田篤秀君） 次、6 款農林水産業費、31 ページから34 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7 款商工費、35 ページから36 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8 款土木費、37 ページから44 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9款消防費、45ページから46ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款教育費、47ページから54ページ。

稲場議員。

○4番(稲場仁子君) 小学校費の教育振興費、特別支援員配置事業についてお尋ねいたします。

執行精査ということですが、まず、賃金のほう40万円の減額、日数分にすると大体3か月分ぐらいになるのかなと思うのですが、途中でやめられた方とかいらっしやっただけですか。

それと費用弁償についても、確か当初予算が59万7,000円で組まれていたと思うのですが、50万円の減額というのは、かなり大きいと思うのですが、何か特別な事情があったのでしょうか。

○議長(前田篤秀君) 橋本教育部長。

○教育部長(橋本健一君) 特別支援教育支援員の関係でございますけれども、まず賃金について40万円は、予算が1,000万円の中の40万円ということで、全体の中で学校行事等で必要なくなった日だとか、あと都合で休んだりだとかという、そういう部分で勤務時間数が減ったものでございます。

もう一つ、費用弁償につきましては、当初、遠軽からの通勤を白滝、丸瀬布、生田原、見ていた部分でございますけれども、現地のほうで、それぞれの地域のほうで勤務される方がいらっしやっただけということで、遠軽からの通勤分を減額したということでございますので、学校においてはそれぞれ必要に応じて配置をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(前田篤秀君) 11款災害復旧費、55ページから56ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

13款使用料及び手数料、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 15款道支出金、9ページから12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 16款財産収入、11ページから12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 17款寄附金、11ページから12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成26年3月11日》

- 議長（前田篤秀君） 18款繰入金、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 20款諸収入、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 21款町債、11ページから12ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、繰越明許費、3ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、債務負担行為補正、4ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、第4表、地方債補正、5ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第10号の質疑を終わります。
次に、議案第11号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款総務費、8ページから9ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 2款保険給付費、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
4款療養給付費交付金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 10款繰越金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第11号の質疑を終わります。
次に、議案第12号平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
2款保険給付費、8ページから15ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
6款道支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成26年3月11日》

○議長（前田篤秀君） 9 款繰越金、6 ページから 7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第 1 2 号の質疑を終わります。

次に、議案第 1 3 号平成 2 5 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 款個別排水処理費、9 ページから 1 0 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

3 款繰入金、7 ページから 8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4 款繰越金、7 ページから 8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6 款町債、7 ページから 8 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、第 2 表、地方債補正、3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第 1 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 1 4 号平成 2 5 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、資金計画、予定貸借対照表を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、資本的収入及び支出、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第 1 4 号の質疑を終わります。

以上で、議案 5 件の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案 5 件を採決いたします。

採決は、上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第 1 0 号平成 2 5 年度遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成25年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成25年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号から日程第25 議案第22号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第15号平成26年度遠軽町一般会計予算、日程第19 議案第16号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第20 議案第17号平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21 議案第18号平成26年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第22 議案第19号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第23 議案第20号平成26年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算、日程第24 議案第21号平成26年度遠軽町下水道事業会計予算、日程第25 議案第22号平成26年度遠軽町下水道事業会計予算、以上議案8件は関連がありますので、一括として議題といたします。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

《平成26年3月11日》

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 議案第15号平成26年度遠軽町一般会計予算について御説明いたします。

平成26年度遠軽町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億1,200万円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

継続費につきましては、「第2表 継続費」により御説明いたします。

債務負担行為につきましては、「第3表 債務負担行為」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第4表 地方債」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を15億円と定めるものです。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1 款町税につきましては、1 項町民税9億2,251万2,000円、2 項固定資産税7億8,409万5,000円、3 項軽自動車税3,751万1,000円、4 項たばこ税1億7,898万4,000円、5 項入湯税264万円、6 項都市計画税1億42万4,000円、総額を20億2,616万6,000円とするものです。

2 款地方譲与税につきましては、1 項地方揮発油譲与税5,000万円、2 項自動車重量譲与税1億2,000万円、総額を1億7,000万円とするものです。

3 款利子割交付金につきましては、400万円とするものです。1 項同額です。

4 款配当割交付金につきましては、300万円とするものです。1 項同額です。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、40万円とするものです。1 項同額です。

6 款地方消費税交付金につきましては、2億3,000円とするものです。1 項同額です。

7 款自動車取得税交付金につきましては、2,000万円とするものです。1 項同額です。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、350万円とするものです。1 項同額です。

9 款地方特例交付金につきましては、700万円とするものです。1 項同額です。

10 款地方交付税につきましては、72億5,000円とするものです。1 項同額です。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては、300万円とするものです。1 項同額です。

12 款分担金及び負担金につきましては、1億4,204万2,000円とするもので

《平成26年3月11日》

す。1項同額です。

13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料3億9,325万5,000円、2項手数料6,603万6,000円、総額を4億5,929万1,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金4億5,247万1,000円、2項国庫補助金4億882万7,000円、3項委託金417万5,000円、総額を8億6,547万3,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金3億5,598万8,000円、2項道補助金1億2,243万2,000円、3項委託金4,212万5,000円、総額を5億2,054万5,000円とするものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入3,384万円、2項財産売払収入988万5,000円、総額を4,372万5,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、3万円とするものです。1項同額です。

18款繰入金につきましては、2億6,463万6,000円とするものです。1項同額です。

19款繰越金につきましては、5,000万円とするものです。1項同額です。

20款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料60万2,000円、2項町預金利子60万円、3項貸付金元利収入2,550万3,000円、4項受託事業収入86万円、5項雑入7,012万7,000円、総額を9,769万2,000円とするものです。

21款町債につきましては、12億5,150万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳入合計を134億1,200万円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

1款議会費につきましては、9,271万1,000円とするものです。1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費25億9,000万4,000円、2項徴税費1,738万1,000円、3項戸籍住民基本台帳費531万3,000円、4項選挙費746万8,000円、5項統計調査費344万9,000円、6項監査委員費200万円、総額を26億2,561万5,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費20億2,500万9,000円、2項児童福祉費4億7,883万4,000円、総額を25億384万3,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費5億4,706万6,000円、2項清掃費8億1,289万円、総額を13億5,995万6,000円とするものです。

5款労働費につきましては、2,044万6,000円とするものです。1項同額です。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費1億7,497万6,000円、2項林業費1億3,573万5,000円、総額を3億1,071万1,000円とするものです。

7款商工費につきましては、4億2,789万6,000円とするものです。1項同額で

す。

8款土木費につきましては、1項土木管理費801万7,000円、2項道路橋りょう費8億7,284万3,000円、3項河川費1,582万2,000円、4項都市計画費1億5,466万3,000円、5項下水道費5億9,882万円、6項住宅費3億3,930万5,000円、総額を19億8,947万円とするものです。

9款消防費につきましては、6億9,403万9,000円とするものです。1項同額です。

10款教育費につきましては、1項教育総務費1億5,909万8,000円、2項小学校費1億9,429万4,000円、3項中学校費1億4,300万1,000円、4項学校給食費1億1,338万9,000円、5項幼稚園費3,007万5,000円、6項社会教育費1億6,548万9,000円、7項保健体育費2億8,079万2,000円、総額を10億8,613万8,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、200万円とするものです。1項同額です。

12款公債費につきましては、22億8,917万5,000円とするものです。1項同額です。

13款予備費につきましては、1,000万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を134億1,200万円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、第2表、継続費について御説明いたします。

継続費につきましては、8款土木費2項道路橋りょう費、向遠軽開拓道路道路改良工事、平成26年度は2か年度で実施するもので、総額、年度及び年割額につきましては、記載のとおりであります。

次に、第3表、債務負担行為について御説明いたします。

知事及び道議会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去工事につきましては、平成27年4月上旬を執行時期として、統一地方選挙が予定されており、翌年度にわたるものに対する工事費について計上するものであります。期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

都市計画用途地域等指定見直し業務委託料につきましては、今後のまちづくりを見据えた用途地域等の総合的な見直しを行うもので、委託期間のうち翌年度にわたるものに対する委託料について計上するものであります。期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

次に、第4表、地方債について御説明いたします。

地方債につきましては、ロックバレースキー場整備事業から一番下の臨時財政対策債まで、地方債総額12億5,150万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

最後に、平成26年度遠軽町一般会計予算のうち、主要な工事の概要は、赤番8、平成

26年度遠軽町予算に関する資料により、後ほど担当から御説明いたします。

そのほかの事業の内容につきましては、赤番7、平成26年度遠軽町予算に関する資料を参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時44分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 赤番8、平成26年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料の御説明をします。

1ページをお開き願います。

遠軽地域生活安全灯改修工事につきまして御説明いたします。

一昨年発生しましたマイマイガ対策も含めて、位置図に表示のとおり、中心商店街の生活安全灯を平成25年度から5年間で、水銀灯をLEDへ改修する計画をしたものであります。平成25年度は、岩見通南3丁目から4丁目の3基26球が実施済みでありまして、平成26年度は岩見通南1丁目から2丁目の21基42球と中央通、岩見通から大通の間の8基16球の計29基58球をナトリウム灯からLEDへ改修するものであります。

このナトリウム灯につきましては、岩見通北2丁目の5基10球と中央通、大通から病院通の間の8基16球の計13基26球を水銀灯からナトリウム灯に改修するものであります。

なお、残りの32球のナトリウム灯につきましては、生田原の駅前付近での使用を予定しているところであります。

また、平成25年度から5か年計画の本事業につきましては、平成27年度までの3か年で事業を終了する予定でございます。

以上で、遠軽地域生活安全灯改修工事の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 鴻上ジオパーク推進課長。

○ジオパーク推進課長（鴻上栄治君） それでは、2ページ及び3ページをお開き願います。

天狗平展望広場整備工事の位置及び工事内容について御説明いたします。

工事位置につきましては、町道奥白滝上支湧別線の北大雪スキー場手前に文化村ロッジ山の家の入りの向かい側、町道わきに整備するものでございます。

この場所は、白滝地域内のジオサイドである天狗平火砕流大地であり、ここから天狗平及び十勝石沢露頭が臨めるビューポイント景勝地でございます。ジオツアーでの解説、そ

れと御案内はもちろんのこと、近くには白滝高原キャブ場と旭川紋別自動車道のパーキングエリアがあり、そこから観光客をも引き込みを行い、交流人口等の拡大と滞留を図る目的で展望広場を整備するものでございます。

整備工事内容であります。先ほど補正予算で天狗平展望広場測量設計業務委託を承認議決していただきましたが、3ページの物につきましては工事概要でございまして、工事計画でありますことを御承知おき願いたいと思います。

広場整備計画といたしましては、駐車場390平方メートル、展望広場が160平方メートルでありまして、展望広場につきましては展望デッキを設置整備するものの計画でございまして。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 続きまして、農政林務課関係の工事概要について御説明いたします。

資料の4ページをお開き願います。

若松地区農地保全対策工事の位置及び内容について御説明いたします。

工事位置であります。図面中央部分で遠軽市街地より西へ約5キロに位置し、道道社名淵瀬戸瀬停車場線とほぼ並行に流れている若松川に接する農地が、大雨及び融雪のたびに浸食を繰り返しているため、農地保全整備を行うものです。

工事内容は、延長50メートル、かごマットによる整備であります。

続きまして、5ページをごらん願います。

安国地区農地保全対策工事の位置及び内容について御説明いたします。

工事位置であります。図面の中央部分で安国市街地より北西へ約1キロに位置し、昨年の9月に大雨により決壊した生田原、安国329番地地先のかんがい用水路について、大型の土のうにより応急工事で措置していた箇所を、コンクリート製の大型トラフを設置するものです。

工事内容は、延長30メートル、大型トラフ、幅2.8メートル、高さ1.7メートルによる整備であります。

続きまして、6ページをお開き願います。

丸瀬布地域の小規模治山事業の位置図でございまして。

図面中央部分でありまして、平和山公園に至る町道のり面について、経年劣化等により危険な状況にあるため、小規模治山事業により、のり面の改修を平成24年度から平成26年度までの3か年計画で行っているもので、本年度は延長52メートル、面積665平方メートルののり面を整備するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 続きまして、商工観光課所管に係る工事について御説明

申し上げます。

7ページをお開き願います。

太陽の丘えんがる公園の複合遊具につきましては、位置図中央の○で示しております遠軽町西町1丁目、公設グラウンドと郷土館の間の公園敷地に設置を計画しているものであります。

複合遊具の内容につきましては、一人用の滑り台1種類と数名が同時に滑ることのできる滑り台2種類、そして登坂遊具が4種類、加えましてアニマルパネル等で構成されており、アスレチック的な要素を持ち合わせた遊具1基を計画しております。

また、遊具の規模につきましては、幅12.5メートル、奥行き5.2メートル、最大高さ4.8メートルの大きさとなっております。

次に、8ページをお開き願います。

いこいの森バンガロー設置工事の概要につきまして御説明申し上げます。

いこいの森バンガローにつきましては、位置図中央の○で示しております遠軽町丸瀬布上武利、いこいの森センターハウス左側の第1フリーサイト内の公園敷に設置するものであります。バンガローの構造は、木造平家建てでありまして、面積は1棟当たり9.7平方メートル、建設棟数は4棟を計画しております。

以上で説明終わります。

○議長（前田篤秀君） 中川原建設課長。

○建設課長（中川原英明君） 続きまして、建設課関係の工事概要について御説明いたします。

9ページをお開きください。

これは遠軽地域の道路橋りょう維持事業の位置図でございます。

図面番号①は、中通排水整備工事で、既設現場打ちトラフが破損するなど老朽化が著しく、局部的な修繕対応ができないことなどから、歩行者などに危険な状態であるため、平成24、25年度に引き続き実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、排水整備として、径300ミリ、延長90メートルの両側を改修するものでございます。

図面番号②は、市街地40号第3号橋補修工事で、既設橋の地覆コンクリートが破損し、高欄が落下する恐れがあることから実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、橋長10メートル、幅員11.5メートルの地覆コンクリートの補修を実施するものでございます。

図面番号③は、丸大西1線道路側溝改修工事で、大雨時に耕作地から雨水及び土砂が既設側溝や横断管を閉塞することなどから実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、かごマット5段積みで、延長37メートルを実施するものでございます。

続きまして、10ページは生田原地域の位置図でございます。

図面番号④は、生田原浦島線信盛橋、橋梁長寿命化工事で、生田原市街地と北電生田原変電所を結ぶ橋梁であり、特に既設橋脚にひび割れが発生しており、放置すると危険な状

態となることから、実施するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、橋梁長寿命化工事として、既設橋梁橋長 88.5メートル、幅員 5.5メートルの下部工橋脚補修及び上部工局部補修などを実施するものでございます。

図面番号②は、八重黄金沢線のり面補修工事で、黄金沢川の影響により町道ののり面が崩壊していることから補修するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、のり面補修として、ふとんかご延長 20メートルを実施するものでございます。

図面番号③は、石川開拓線横断管補修工事で、町道の排水を処理している既設横断管が破損していることから補修するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、横断管布設替延長 10メートルを実施するものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

これは、遠軽地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、市街地 40号道路改良舗装工事であり、現況は未改良の防じん処理舗装で、凍上による路面の損傷や水たまりなどが著しく、また JR踏切が狭く、歩道もないことから、地域住民の安心・安全な地域公共網の確保を目的に実施するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として延長 80メートル、車道幅員 8メートル、片側歩道幅員 2.5メートルを実施するものでございます。

図面番号②は、西町通学通道路改良舗装工事であり、平成 25年度に特別養護老人ホームが建設されたことにより、交通量が増大することが予想されますが、現況は未改良の防じん処理舗装であり、歩道もないことから実施するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として延長 180メートル、車道幅員 8メートル、両側歩道の幅員 2.5メートルを実施するものでございます。

図面番号③は、向遠軽開拓道路道路改良工事（25年度国債）、図面番号④は（26年度国債）であり、防衛施設周辺民生安定施設整備事業でございます。

現況は、未改良の砂利道路であり、遠軽町清掃センターがあることなどから、廃棄物収集車や一般利用者などの交通量が多く、急カーブ、急勾配及び砂ほこりによる視界不良が交通障害などになっていることから、実施するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として 25年度国債は発注済みで、延長 276メートル、幅員 5.5メートル、26年度国債は延長 340メートル、幅員 5.5メートルを実施するものです。

続きまして、図面番号⑤は、南町 3丁目 1号通道路改良舗装工事で、現況は未改良の砂利道路で、水たまりやほこりなどが著しいことから実施するものでございまして、工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として延長 60メートル、幅員 5.5メートル、両側歩道、幅員 1.25メートルを実施するものでございます。

図面番号⑥は、西町 2丁目 9号通道路改良舗装工事で、現況は未改良の防じん処理舗装で、凍上による路面の損傷や水たまりなどが著しい状況にあり、地域住民から改良舗装工事の要望が強いことなどから実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装と

して延長180メートル、幅員4.5メートルを実施するものです。

図面番号⑦は、西町3丁目9号通道路改良舗装工事で、現況は未改良の防じん処理舗装で、凍上による路面の損傷や水たまりなどが著しい状況にあることから実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、改良舗装として延長110メートル、幅員5.5メートルを実施するものでございます。

図面番号⑧は、南町4丁目通歩道整備工事で、現況は南小学校校門前の通学道路で、横断歩道も設置され、通勤・通学などに利用されておりますが、今年度開発行為に伴う宅地造成に合わせ、歩道拡幅整備をすることで、歩行者などの安全確保のさらなる向上を図るため実施するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、歩道拡幅整備として、延長120メートル、歩道幅員2.5メートルを実施するものでございます。

次に、12ページは遠軽地域の道路新設改良事業の負担金の位置図でございます。

図面番号①は、社名渚原野道路阿部橋架替工事の負担金で、北海道管理河川社名渚川河川改修工事に伴い、社名渚原野通にかかる阿部橋を北海道が施行することに伴い、既設橋の幅員から拡幅分の工事費を北海道が負担するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、阿部橋架替工事、橋長34メートル、幅員5メートルのうち現況橋梁幅員3メートルから、計画幅員5メートルの2メートル拡幅分の負担金を支払うものでございます。

次に、13ページは生田原地域の道路改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、東2線道路防雪工事（防雪柵）で、道道遠軽安国線と国道242号を結ぶ幹線道路で、交通量が非常に多い状況であります。現況は道路幅員が狭く、歩道もないことなどから、交通安全上極めて危険であることや、冬期間の地吹雪による視界不良の交通障害などの解消を図るため実施しているものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、延長150メートル、車道幅員8メートル、片側歩道幅員2.5メートルと防雪柵を実施するものでございます。

次に、14ページは白滝地域の道路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、白滝市街西線道路改良・舗装工事で、市街地と西区川向地区を結ぶ唯一の連絡道路であることから実施しているもので、平成18年度から工事着手し、今年度を最終年度として実施するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、改良・舗装延長175メートル、車道幅員7.5メートルを実施するものでございます。

15ページは、遠軽地域の河川維持管理事業の位置図でございます。

図面番号①は、清川普通河川護岸改修工事で、既設護岸の一部が傾倒していることから、崩壊による河川閉塞、道路損壊を未然に防ぐため実施するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、護岸改修として延長21メートルの両側を実施するものでございます。

図面番号②は、トーウンナイ川河川維持工事で、上流から土砂が本河川に流入し、河川断面を閉塞していることから、大雨時の遠軽駐屯地及び住宅地並びに畑などへの冠水を防止するため、24、25年度に引き続き実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、

伐木・土砂除去として延長200メートルを実施するものでございます。

次に、16ページは生田原地域の地籍整備事業の位置図でございます。

地籍の明確化を図り、土地の実態把握のため、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき、交付金事業で実施するものでございます。平成26年度は、事業内訳は右下凡例のとおり、図面番号①生田原旭野1の1地区、面積10.05平方キロメートル、②生田原伊吹2013の1地区、面積8.95平方キロメートル、③生田原岩戸2014の1地区、面積9.58平方キロメートルを行うものでございます。

次に、17ページは遠軽地域の街路新設改良事業の位置図でございます。

図面番号①は、3・6・9岩見通道路改良工事で、道道遠軽雄武線と国道242号を結ぶ幹線道路であり、中心市街地から工業地区を連絡する道路でもありますが、現況は未改良の防じん処理舗装で、路面状況も非常に悪く幅員も狭いため、交通安全上極めて危険であることから、昨年度に引き続き実施するものでございます。工事内訳は右下凡例のとおり、改良延長170メートル、舗装延長、昨年度の分を含めた218メートル、幅員8.5メートル、歩道2.5メートルの両側を実施するものでございます。

図面番号②は、北2丁目通、交通バリアフリー歩道整備工事で、バリアフリー新法に基づき、国から遠軽町が指定を受けた特定道路において、個人の車両出入り口の勾配緩和を基本に、高齢者、障がい者などが安心・安全に通行できる歩道の局部整備を実施するもので、工事内訳は右下凡例のとおり、延長70メートル、歩道幅員2メートルから3メートルの両側を実施するものでございます。

18ページは、遠軽地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、ふくろ団地公営住宅建設工事で、昭和49年から56年度建設の学田団地の老朽化などに伴い、移転建てかえのため実施するものです。事業内訳は右下凡例のとおり、木造平家建て、A棟1棟4戸、延べ床面積345平方メートル。B棟1棟4戸、延べ床面積372平方メートルの2棟8戸の建設並びに外構工事として、駐車場整備等を行うものでございます。

なお、関連図面は19ページは配置図、20ページはA棟平面図、21ページはA棟立面図、22ページはB棟平面図、23ページはB棟立面図をそれぞれ添付しておりますので、お目通し願います。

図面番号②は、学田団地公営住宅解体工事で、老朽化が著しい家屋から順次実施するもので、事業内訳は右下凡例のとおり、簡易耐火構造平家建て4棟16戸の解体工事を実施するものでございます。

次に、24ページは丸瀬布地域の町営住宅建設事業の位置図でございます。

図面番号①は、やまなみ団地公営住宅建設工事で、病院や福祉施設などがあり、立地条件に適している公営住宅用地に、老朽化して散在している公営住宅の集約を図るため実施するものでございまして、事業内訳は右下凡例のとおり、木造平家建て1棟4戸、延べ床面積277平方メートルの建設並びに外構工事として、周辺整備を行うものでござい

《平成26年3月11日》

す。

なお、関連図面は、25ページは配置図、26ページは平面図、27ページは立面図をそれぞれ添付しておりますので、お目通し願います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 橋本教育部長。

○教育部長（橋本健一君） 続きまして、教職員住宅建設工事につきまして御説明いたします。

資料の28ページをお開きください。

このページから31ページまでが教職員住宅建設工事の位置図、配置図、平面図及び立面図となっております。

本工事は、昭和55年に建築された南中学校の校長及び教頭住宅について、老朽化が著しいことから、南中学校敷地内に移転新築するものでございます。建設場所は、東町5丁目であります。建物は、木造平家建てで、1戸建て2棟を建設するものであります。1棟の建物面積は、87.48平方メートルであります。なお、建物の形状につきましては、南小学校校長・教頭住宅と同様のものを予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第16号平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

平成26年度遠軽町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,417万3,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の最高額を1億円と定めるものです。

国保の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、1、歳入から御説明します。

1款国民健康保険税につきましては、4億870万7,000円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、22万5,000円とするものです。1項同額です。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金4億3,673万円、2項国庫補助金1億2,015万1,000円、総額を5億5,688万1,000円とするものです。

4款療養給付費交付金につきましては、7,730万7,000円とするものです。1項同額です。

5款前期高齢者交付金につきましては、7億3,967万7,000円とするものです。

《平成26年3月11日》

1 項同額です。

6 款道支出金につきましては、1 項道負担金 1,483 万 9,000 円、2 項道補助金 1 億 3,447 万 5,000 円、総額を 1 億 4,931 万 4,000 円とするものです。

7 款共同事業交付金につきましては、2 億 8,084 万 9,000 円とするものです。1 項同額です。

8 款財産収入につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

9 款繰入金につきましては、3 億 5,090 万円とするものです。1 項同額です。

10 款繰越金につきましては、1,000 円とするものです。1 項同額です。

11 款諸収入につきましては、1 項延滞金、加算金及び過料 30 万 4,000 円、2 項受託事業収入 1,000 円、3 項雑入 6,000 円、総額を 31 万 1,000 円とするものです。

これによりまして、歳入合計を 25 億 6,417 万 3,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明します。

国保の 2 ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費 3,857 万 1,000 円、2 項徴税费 18 万 4,000 円、3 項運営協議会費 15 万 4,000 円、4 項特別対策事業費 1,221 万 4,000 円、総額を 5,282 万 3,000 円とするものです。

2 款保険給付費につきましては、1 項療養諸費 15 億 5,070 万 2,000 円、2 項高額療養費 2 億 911 万円、3 項移送費 30 万円、4 項出産育児諸費 840 万 5,000 円、5 項葬祭諸費 120 万円、総額を 17 億 6,971 万 7,000 円とするものです。

3 款後期高齢者支援金等につきましては、2 億 9,347 万 8,000 円とするものです。1 項同額です。

4 款前期高齢者納付金等につきましては、21 万円とするものです。1 項同額です。

5 款老人保健拠出金につきましては、1 万 6,000 円とするものです。1 項同額です。

6 款介護納付金につきましては、1 億 2,081 万 9,000 円とするものです。1 項同額です。

7 款共同事業拠出金につきましては、3 億 738 万 6,000 円とするものです。1 項同額です。

8 款保健事業費につきましては、1 項保健事業費 632 万 7,000 円、2 項特定健康診査等事業費 1,116 万円、総額を 1,748 万 7,000 円とするものです。

9 款公債費につきましては、4 万 1,000 円とするものです。1 項同額です。

10 款諸支出金につきましては、209 万 6,000 円とするものです。1 項同額です。

11 款予備費につきましては、10 万円とするものです。1 項同額です。

《平成 26 年 3 月 11 日》

これによりまして、歳出合計を25億6,417万3,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番7、平成26年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書332ページから334ページまでに資料を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第17号平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明します。

平成26年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,567万3,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明します。

後期高齢の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入から御説明いたします。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、2億1,651万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、2万円とするものです。1項同額です。

3款広域連合交付金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

4款繰入金につきましては、1億913万5,000円とするものです。1項同額です。

5款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

6款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項償還金及び還付加算金2,000円、3項雑入2,000円、総額を6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を3億2,567万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明します。

2ページをお開き願います。

2、歳出。

1款総務費につきましては、1項総務管理費205万5,000円、2項徴收費21万8,000円、総額を227万3,000円とするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億2,277万5,000円とするものです。1項同額です。

3款諸支出金につきましては、52万5,000円とするものです。1項同額です。

4款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を3億2,567万3,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番7、平成26年度遠軽町予算に関する資

料、事業別予算説明書335ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 続きまして、議案第18号平成26年度遠軽町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

平成26年度遠軽町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,146万3,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

次のページをお開き願います。

予算書の1ページ、第1表、歳入歳出予算の1、歳入から御説明いたします。

1款介護保険料につきましては、2億3,280万4,000円とするものです。1項同額です。

2款分担金及び負担金につきましては、836万3,000円とするものです。1項同額です。

3款使用料及び手数料につきましては、493万6,000円とするものです。1項同額です。

4款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金2億6,192万9,000円、2項国庫補助金1億3,070万1,000円、総額を3億9,263万円とするものです。

5款支払基金交付金につきましては、4億2,784万4,000円とするものです。1項同額です。

6款道支出金につきましては、1項道負担金2億1,278万1,000円、2項道補助金758万2,000万円、総額を2億2,036万3,000円とするものです。

7款財産収入につきましては、5万7,000円とするものです。1項同額です。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金2億2,363万6,000円、2項基金繰入金4,082万5,000円、総額を2億6,446万1,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

10款諸収入につきましては、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項雑入3,000円、総額を4,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計を15億5,146万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費917万5,000円、2項徴収費61万円、3項介護認定諸費2,635万5,000円、総額を3,614万円とするものです。

《平成26年3月11日》

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費13億4,377万1,000円、2項高額介護サービス等費3,124万2,000円、3項高額医療合算介護サービス等費360万6,000円、4項特定入所者介護サービス等費8,060万4,000円、5項その他諸費143万4,000円、総額を14億6,065万7,000円とするものです。

3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防事業費1,476万5,000円、2項包括的支援・任意事業費3,945万1,000円、総額を5,421万6,000円とするものです。

4款基金積立金につきましては、5万7,000円とするものです。1項同額です。

5款公債費につきましては、8万3,000円とするものです。1項同額です。

6款諸支出金につきましては、21万円とするものです。1項同額です。

7款予備費につきましては、10万円とするものです。1項同額です。

これによりまして、歳出合計を15億5,146万3,000円とし、歳入歳出同額とするものです。

事業の内容につきましては、赤番7、平成26年度遠軽町予算に関する資料を御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第19号平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算について御説明いたします。

平成26年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719万9,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

地方債につきましては、「第2表 地方債」により御説明します。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項により一時借入金の最高額を200万円と定めるものです。

個排の1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入から御説明します。

1、歳入。

1款分担金及び負担金につきましては、5万円とするものです。1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料80万2,000円、2項手数料2,000円、総額を80万4,000円とするものです。

3款繰入金につきましては、364万3,000円とするものです。1項同額です。

4款繰越金につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

5款諸収入につきましては、1,000円とするものです。1項同額です。

《平成26年3月11日》

6 款町債につきましては、270 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳入合計を719 万9,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明します。

2 ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款個別排水処理費につきましては、516 万2,000 円とするものです。1 項同額です。

2 款公債費につきましては、198 万7,000 円とするものです。1 項同額です。

3 款予備費につきましては、5 万円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を719 万9,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

次に、3 ページの第2 表、地方債について御説明します。

地方債につきましては、個別排水処理施設整備事業の限度額を270 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

また、予算の詳細につきましては、別冊赤番7、平成26 年度遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書338 ページに資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木光男君） 議案第20 号平成26 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算について御説明いたします。

平成26 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ830 万8,000 円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1 表、歳入歳出予算、1、歳入から御説明いたします。

1 款繰入金につきましては、830 万8,000 円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳入合計を830 万8,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをお開き願います。

2、歳出。

1 款公債費につきましては、830 万8,000 円とするものです。1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を830 万8,000 円とし、歳入歳出同額とするものです。

事業の内容につきましては、赤番の7、平成26 年度遠軽町予算に関する資料を御参照願います。

《平成26 年3 月11 日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課参事。

○水道課参事（久保英之君） 議案第21号平成26年度遠軽町水道事業会計予算について御説明いたします。

別紙、赤番6、遠軽町企業会計予算書の1ページをお開きください。

平成26年度遠軽町水道事業会計予算は、第2条におきまして、業務の予定量は、給水戸数9,499戸、年間給水量を177万5,998立方メートル、1日平均給水量を4,866立方メートルとし、主要な建設改良工事は、清川浄水場の活性炭注入設備減速機更新工事、1号消石灰注入設備更新工事、簡易水道浄水場建設工事、水道管布設替工事と定めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、第1款水道事業収益は、第1項営業収益に4億9,211万5,000円及び第2項営業外収益に7,553万3,000円とし、総額を5億6,764万8,000円とするものであります。

支出につきましては、第1款水道事業費用は、第1項営業費用に4億4,982万3,000円、第2項営業外費用に4,841万4,000円、第3項特別損失に574万9,000円及び第4項予備費に300万円とし、総額を5億698万6,000円とするものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,695万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,974万1,000円、当年度分損益勘定留保資金7,024万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額697万円を補填するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入は、第1項企業債に7,650万円、第2項国庫補助金に3,000万円及び第3項他会計補助金に909万2,000円とし、総額を1億1,559万2,000円とするものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費に1億7,019万8,000円及び第2項企業債償還金に1億234万9,000円とし、総額を2億7,254万7,000円とするものであります。

次のページをお開き願います。

第5条は、企業債でありまして、上水道整備事業の限度額を1,040万円及び簡易水道整備事業の限度額を6,610万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費を9,434万4,000円とするものであります。

《平成26年3月11日》

第8条は、他会計からの補助金を定めるもので、水道事業の企業債償還に充てるため、一般会計からの繰入金は1,150万8,000円とするものであります。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を4,058万円と定めるものであります。

3ページの実施計画以降の説明は、省略させていただきますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、議案第22号平成26年度遠軽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

企業会計予算書の23ページをお開き願います。

平成26年度遠軽町下水道事業会計予算は、第2条におきまして、業務の予定量は排水戸数を6,536戸、年間有収水量を138万5,901立方メートル、1日平均有収水量を3,797立方メートルとし、主要な建設改良工事は、遠軽下水処理センター監視制御設備更新工事委託、公共下水道管渠工事と定めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入につきましては、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益に3億9,622万2,000円及び第2項営業外収益に8億770万1,000円とし、総額12億392万3,000円とするものであります。

支出につきましては、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用に8億390万5,000円、第2項営業外費用に1億2,287万3,000円、第3項特別損失に352万2,000円及び第4項予備費に200万円とし、総額を9億3,230万円とするものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億983万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,515万1,000円、繰越利益剰余金処分量226万6,000円、当年度分利益剰余金処分量2億5,241万5,000円で補填するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入は、第1項企業債に9,590万円、第2項国庫補助金に8,250万円、第3項他会計補助金に4,896万8,000円、第4項工事負担金に2,500万円及び第5項分担金及び負担金に494万5,000円とし、総額を2億5,731万3,000円とするものであります。

支出につきましては、第1款資本的支出は、第1項建設改良費に2億1,318万1,000円及び第2項企業債償還金に4億5,396万4,000円とし、総額を6億6,714万5,000円とするものであります。

第5条は、債務負担行為でありまして、遠軽下水処理センター監視制御設備更新工事委託といたしまして、期間を平成26年度から平成27年までとし、限度額は2億2,000万円及び水洗化等工事資金利子補給平成26年度融資分といたしまして、期間を平成26年度から平成31年度までとし、限度額については借入期間中における融資残高に対す

る利子相当額とするものであります。

第6条は、企業債でありまして、公共下水道整備事業の限度額を9,590万円及び下水道事業債（特別措置分）の限度額を2,760万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を3億5,000万円と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、職員給与費を5,891万円とするものであります。

第9条は、他会計から補助金を定めるもので、下水道事業、建設事業及び污水处理費等に充てるため、一般会計から繰入金は4億7,251万円とするものであります。

26ページの実施計画以降の説明は、省略させていただきますので、後ほどお目通し願います。

次に、主な事業について御説明いたします。

別紙、赤番8、平成26年度遠軽町予算に関する資料、工事関係説明資料、32ページをお開きください。

この位置図は、水道事業の位置図であります。

図面①番は、西町通学通水道管布設替工事でありまして、花の苑地先の道路改良工事に合わせ、水道管を更新するものであります。工事内容であります。管種は、水道配水用ポリエチレン管、口径は75ミリメートル、延長は180メートルを布設がえするものです。

34ページ、図面④番は、生田原浄水場建設工事でありまして、水源をオンネ沢から地下水に変更し、浄水場を新たに建設するものであります。工事内容は、取水施設、浄水施設造成一式であります。

次のページは平面図でありまして、新たに建設する浄水場は、町道の生田原5号通沿いに建設するもので、浄水施設と取水施設の位置関係を示した図面であります。

36ページは、横断図でありまして、浄水施設、取水施設は現地盤より最大で約2.8メートル、土盛りをして建設する計画です。

37ページは、下水道事業の位置図であります。

図面①は、市街地40号公共下水道工事でありまして、道路改良工事に合わせ、下水道整備を行うものであります。工事内容であります。污水管口径150ミリメートル、延長200メートルを整備するものです。

38ページは、遠軽下水処理センター監視制御設備更新工事委託でありまして、管理本管3階に設置している監視制御設備を更新するものです。

なお、この更新工事委託は、日本下水道事業団に工事を委託して行うものであります。

その他の工事の箇所につきましては、1に凡例を記載しておりますので、御参照願います。

また、その他の事業の内容につきましては、別紙、赤番7、平成26年度遠軽町予算に

関する資料の事業別予算説明書、340ページから343ページを御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、予算の説明を終わります。

◎予算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

平成26年度各会計予算8件につきましては、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 4時28分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会が開催され、委員長に今村議員、副委員長に阿部議員が選出されましたので、御報告いたします。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会といたします。

午後 4時29分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 篤秀

署 名 議 員 奥田 稔

署 名 議 員 秋元 直樹